

平成25年（2013年）9月紀北町議会定例会会議録

第 4 号

招集年月日 平成25年9月10日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成25年9月20日（金）

応招議員

1番	奥村 仁	2番	東 貴雄
3番	樋口泰生	4番	太田哲生
5番	瀧本 攻	6番	入江康仁
7番	家崎仁行	8番	玉津 充
9番	奥村武生	10番	東 篤布
11番	東 清剛	12番	松永征也
13番	平野隆久	14番	中津畑正量
15番	川端龍雄	16番	平野倅規
17番	中本 衛	18番	北村博司

不応招議員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	下田 二一
会計管理者	世古雅則	総務課長	堀 秀俊
財政課長	工門利弘	危機管理課長	上野和彦
企画課長	脇 博彦	税務課長	服部峰穂
住民課長	脇 俊明	福祉保健課長	大谷真吾
環境管理課長	井谷 哲	農林水産課長	武岡芳樹
商工観光課長	濱田多実博	建設課長	上村康二
水道課長	久保健作	海山総合支所長	中場 幹
教育委員長	大和秀昭	教 育 長	安部正美
学校教育課長	玉津武幸	生涯学習課長	宮原俊也
監査委員	井上 寛		

職務の為出席者

議会事務局長	谷 吉希	書 記	上野隆志
書 記	奥村能行	書 記	玉本真也

提 出 議 案 別紙のとおり

会議録署名議員

3 番 樋口泰生 4 番 太田哲生

議 事 の 顛 末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

北村博司議長

おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であり、定足数に達しております。

北村博司議長

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の日程につきましては、お手元に配付しました議事日程表のとおりです。

議事運営上、議事日程の朗読は省略することにいたしたいと思っておりますので、ご了承お願いいたします。

日程第 1

北村博司議長

それでは日程に従い議事に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 119条の規定により、本日の会議録署名議員に、

3 番 樋口 泰生君

4 番 太田 哲生君

のご兩名を指名いたします。

日程第 2

北村博司議長

次に、日程第 2 行政報告について、町長から申し出がありましたので、許可すること

といたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日の定例会冒頭にあたりまして、1件のご報告をさせていただきます。

報告につきましては、一般廃棄物収集運搬業不許可処分取消等請求事件の訴状についてでございます。津地方裁判所から平成25年9月13日付けで、一般廃棄物収集運搬業不許可処分取消等請求事件の訴状が送付されてまいりました。

その内容であります。原告は紀北町内の紀北衛生センター株式会社代表取締役 川端秀樹、被告は紀北町長 尾上壽一であります。

請求の趣旨につきましては、1. 処分行政庁が原告に対し平成24年10月17日付けでした、一般廃棄物収集運搬業許可申請に対する不許可処分を取り消す。2. 裁決行政庁が原告に対し平成25年1月30日付けでした、一般廃棄物収集運搬業許可申請に対する不許可処分にかかる異議申立を棄却するとの決定を取り消す。3. 訴訟費用は被告の負担とする。との判決を求めるとなっております。なお、第1回口頭弁論の期日は、平成25年11月7日、午後1時30分とされております。

以上、ご報告をさせていただきます。

また、関連資料につきましては、議員皆様方に配布させていただきましたので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

北村博司議長

以上で、行政報告を終わります。

なお、このあと追加議案として本訴訟関連の補正予算等の提出を予定いたしておりますので、よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

日程第3

北村博司議長

次に、日程第3 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において各常任委員会に付託され、審査を行った案件について、各常任委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず、総務財政常任委員長 家崎仁行君。

家崎仁行総務財政常任委員長

おはようございます。

平成25年9月議会定例会において、総務財政常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について、報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、9月12日、午前9時30分から第一委員会室におきまして、委員6名出席のもと開催いたしました。説明のため出席した者は、財政課、税務課、危機管理課、各課長及び職員であります。

また、今期定例会において付託されました案件は、議案第44号 紀北町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例、議案第45号 紀北町税外収入の督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例の一部を改正する条例、議案第48号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第4号）の議案3件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

最初に、議案第44号 紀北町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例について、審査に入りました。

質疑に入り、質疑なし、討論、採決を行い、反対、賛成討論なし、採決、全員賛成、よって、本案は原案のとおり可決するべきものとして決定いたしました。

次に、議案第45号 平成25年度紀北町税外収入の督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例の一部を改正する条例について、審査を行いました。

質疑、これもなし、討論、採決に入り、反対討論なし、賛成討論なし、採決に入り、全員賛成、よって、本案は原案のとおり可決するべきものとして決定いたしました。

次に、議案第48号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第4号）「財政課」関係部分の審査を行い、質疑として、委員より、平成24年度から4億円近い剰余金のうち、1億円を環境関係の基金に積み立てるということですが、この基金の正式名称と現在の基金残高、使用目的について教えてくださいとの質疑に、課長より、基金の名称は環境衛生施設整備基金で、現在、合併時から残高が49万2,000円あります。これに今回の補正で1億円を積み立て1億49万2,000円となります。また、使用目的としては、近い将来、必ず必要になってくるごみ処理施設及びし尿処理施設など環境衛生施設を整備する際の財源として、合

併後、初めて積み立てを行うものであり、前年度一般会計の剰余金約4分の1を環境衛生施設整備基金として計上していますとの答弁がありました。

また、委員から、この計画というのは町独自で積み立てて進めていくということですか、この委託金は広域でということですかとの質疑に、課長より、廃棄物処理施設の検討業務委託料は広域ですか、単独ですかについても、町としてはまだ白紙の状態であると思います。内容については、環境管理課が担当しており、予算査定においては、今後、検討する資料を揃えていくための業務委託ということ聞いていますとの答弁がありました。

次に、議案第48号 紀北町一般会計補正予算（第4号）「危機管理課」関係部分を審査いたしました。委員より、歳出、22ページの第5目災害対策費、防災推進事業の家具固定事業について、要件が緩和されたとのことであるが、具体的にはどのようなようになったのかとの質疑に、課長より、年齢要件について、従来75歳以上の高齢者のみの世帯員であったものを65歳以上の高齢者のみの世帯員に、また要介護認定について、従来、要介護5、または4、または5の方と同居する世帯員を、要介護3、要介護4、または要介護5の方と同居する世帯員に、さらに従来、1級または2級の身障手帳の交付を受けている方と同居の世帯員を、1級、2級または3級の身障手帳の交付を受けている世帯員と改めますとの答弁がありました。

また、委員から、防災行政無線管理事業で、Jアラート受信機を海山区に設置するということであるが、工事期間中の運用はどのようにするのかとの質疑に、課長より、今回の工事については、現在、本庁に設置済みのJアラートの受信設備を止めることなく設置いたします。ただし、最終的に、切替時等わずかな時間のみ放送できない状態にある可能性があります。これも業者に確認したところ、30分程度で切り替えが可能であるとの回答を得ましたとの答弁がありました。

また、委員より、自主防災組織対策事業で、備蓄倉庫4箇所ということですが、設置予定箇所を示してください。それと昨年から、倉庫は整備していましたが、この箇所が遅くなった要因はどういったことですかとの質疑に、課長より、名倉、船津、島勝、出垣内の4箇所を予定しております。自主防災会からの要望を受けて事業を実施していますが、用地の選定、確保ができたところから実施しているため、時期のズレが生じていますとの答弁がありました。

また、委員より、地震津波対策避難道路整備事業で1,570万円ということですが、避難誘導灯は何箇所か、どれぐらいの予算を計上しているか等、工事名ごとの予算額等の資料

があれば提出してください。そのことに関して課長から、蓄電式避難誘導灯は20箇所
800万円の計上を行っています。資料は委員会終了後に作成して提出しますとの答弁が
ありました。

また、委員より、災害対策事業のAEDバッテリー交換ですが、AEDは町内にいくつ
あるのか、また実際に何度使用した実績があるか。バッテリー等の消耗品はメンテナンス
契約等はないか。それと債務負担行為で300万円ほど計上されていますが、こちらの分は
メンテナンスも込みのリースですかとの質疑に、課長より、危機管理課が管理しているA
EDは町内に23台あります。保守等の契約は行っておりません。使用実績については、今
のところ実績がない状況であります。それと債務負担行為に計上した部分については、9
台分のリースを契約としています。パッドやバッテリーの交換等メンテナンス費用も含ま
れた契約となりますとの答弁がありました。

また、委員より、AEDは国内に2社のメーカーがあると思います。その性能差は非常
に大きいと言われており、特に子どもの使用にはかなり能力の差があらわれるとされてい
るところですが、値段のみで比較して性能の良くないほうを選ぶことはいかかなものかと
思います。実際にどのような方法で入札を行っていますかとの質疑に、課長より、入札す
るにあたっては、国のガイドラインの基準を上回る性能を持つ製品を対象としています。
機種を指定しての入札は難しいと考えていますとの答弁がありました。

次の委員より、雨水排水対策調査事業について、調査を行うとのことだが、今後、どの
ように事業を展開するのか等の展望があるのかとの質疑に、課長より、この調査事業は、
まず現状を把握することが目的とし、その後、どのような対策が必要となるか検討するた
めの基礎資料となるものを作成することになります。町内で浸水リスクの高い相賀地区、
出垣内地区、山本地区を想定しています。まずは、相賀地区から調査を開始するものと
すとの答弁がありました。

また、委員より、相賀、汐見地区は、調査の予定はないのですか。汐見地区は、度々浸
水被害を受けているところですが、十分検討していただきたいと思いますとの質疑に、課
長より、いろんな検討の結果、相賀地区、出垣内地区、山本地区の3箇所を選定いたしま
した。その調査結果を踏まえたうえで、汐見地区や船津地区などの調査も今後検討してい
かなければならないと思います。それと調査結果などを参考に、今後、対応を検討してま
いりますとの答弁がありました。

また、委員より、雨水排水対策調査事業に関して、紀伊長島区の平岩、新町地区の三重

県事業の急傾斜対策工事が行われているが、その影響から出水したとの情報があり、いつの雨でどの程度の水が出たのか、また三重県にその点の対策を相談しているのか、お聞かせください。それと出水については、住民から得た情報ですが、いつの雨でどのように出水したのか、地区等で聞き取っておいてくださいとの質疑に、課長より、急傾斜事業については、町では建設課所管となります。今のところ危機管理課からは三重県に相談したということはありません。これまで被害があったという報告等は、危機管理課には入っていない状況ですので、出水の状況等、現時点では把握しておりません。地区の方等から聞き取り等調査を今後したいと思っておりますとの答弁がありました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論なく、採決に入り、全員賛成、よって本案の当委員会関係部分については、原案のとおり可決するものとして決定いたしました。

これで、本委員会に付託されました3案件については、審査の経過と結果報告を終わります。なお、今回、当委員会に付託された案件については3件でしたので、各委員からの質疑、課長の答弁についてすべて報告をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

以上です。

北村博司議長

次に、教育民生常任委員長 入江康仁君。

入江康仁教育民生常任委員長

どうもおはようございます。平成25年9月議会定例会において、教育民生常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について、報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につきましては、条例改正が2件と、予算が4件、請願が4件の計10案件であります。

9月11日、午前9時30分から第2委員会室におきまして、委員6名の全員出席のもとで委員会を開催いたしました。説明のため出席した者は、住民課、福祉保健課、環境管理課、学校教育課、生涯学習課の各課長及び職員であります。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、議案第46号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。課長の説明のあとですね、質疑といたしまして、延滞金が26年から7.3%になるということですが、7.3%を超えないということですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、見直し案の中で、特例基準割合に7.3%を足してとなっておりますが、特

例基準割合というのは、貸出約定平均金利に1%を足した額です。貸出約定平均金利というのが今年は1%となっていますが、1%に1%を足した2%が現在の特例基準割合となっています。それに7.3%を足すと9.3%になりますが、貸出約定平均金利は毎年変動があります。ですから、貸出約定平均金利が最高6.3%になりますと、プラス1%で特例基準割合が7.3%になります。そこにプラス7.3%を足すと、本則の14.6%と同じとなります。貸出約定平均金利の変動により最高14.6%になりますし、現在ですと、1%ですので9.3%となっていますという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、最高いくらまでとれるのですかという質疑に対しまして、資料により説明いたしますということで、資料提出を行いました。左が現在で、右側の表が見直し案です。一番上の延滞金14.6%の見直し案のほうを見てください。小さい四角の中に、貸出約定平均金利プラス1%というのがあります。それが、上のかっこの特例基準割合です。それに7.3%を足すと、参考として現在は9.3%になります。「現在」というのは、小さい四角の中の貸出約定平均金利は現在1%ですので、それに1%を足して特例基準割合が2%、それに7.3%を足して9.3%となっています。貸出約定平均金利が6.3%だと、特例基準割合が7.3%となり、プラス7.3%で、上限が14.6%となります。貸出約定平均金利は、現在はまだ本年度分は公表されていませんが、12月ごろに告示されるということですのでという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、現在の率で計算すると9.3%を延滞金としているということですかとの質疑に対しまして、答弁といたしまして、現在はそのとおりですという答弁でございました。

また、貸出約定平均金利は、毎年12月に告示されるということですが、それが変われば必然的に延滞金の率も変わるということですねという質疑に対しまして、答弁といたしまして、そのとおりですという答弁でございました。

以上で、質疑を打ち切り、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第47号 紀北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第48号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第4号）についての、当委員

会所管部分の審査を行いました。

北村博司議長

入江委員長、先ほどのですね、読み間違いだそうですわ。2ページのやくていと読まれたのは、やくじょうです。

入江康仁教育民生常任委員長

やくていと言うたのは、やくじょうでございますので、訂正いたします。

次に、議案第48号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第4号）についての、当委員会所管分の審査を行いました。

まず、「住民課」分の審査に入り、課長から説明のあと質疑に入りました。

質疑といたしまして、後期高齢者特別会計の繰越金で、24年度監査報告の中で、一部未執行部分が見られたということで、どのような処置をされたのかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、わかりましたのは、出納整理期間後の7月ごろだったと思います。出納のほうから報告がありましてわかりました。処置というのは、繰越金を一般会計に繰り戻すことができなかつたということですので、それを今年度の繰越金へ入れて繰り戻すという処置をするための補正を上げさせてもらっていますという答弁でございました。

次に、後期高齢者特別会計は、その年の中へは残さないということであるということ、残ってしまったことによる法的な制約とかはないのですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、高齢者医療の確保という法律があり、第49条に、後期高齢者広域連合及び市町村は、後期高齢者医療に関する収入及び支出について政令で定めるところにより、特別会計を設けなければならないと法律で定められています。49条の中で、政令で定めるところによりという文言であります、県を通じて厚労省に確認してもらいましたが、いまだ平成20年以降、その政令は出ていませんので、細かい規定はない状態です。法律は特別会計を設けなさいということなので、それに基づいて特別会計を設けていますが、その精算の規定とか処理の方法については詳細を定めた政令がありません。このことから、会計の精算については、他の市町村では精算をせず、相殺精算をしているところもあります。つまり、当初に一般会計から運営費をいただきますし、残りましたら、次の年度は残った金額を差し引いて、繰り入れるという会計をやっているところもありますが、特に精算をしなかつたからといって法令違反ということではありません。伝票を処理できなかったことに対しては、お詫びを申し上げますという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、決算は9月に認定が出され、決算委員会を経て12月に可決

されます。予算が確定されますが、その辺の整合性はどうかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、決算については、後期高齢者医療特別会計の予算40万 3,000円が支出できずに会計の中にあるということで、それを今年度の繰越金の中に入れて、一般会計に繰り出すということですのでという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、結局、決算は3月で締めて、今回精算金となって9月議会しか出てこなかったわけで、たまたまその中に23年度分があったということですか。監査した結果、3月に締めて決算してみないと不用額がどれだけあるのかわからない状態で、今回このような形で見つかったわけですねという質疑に対しまして、答弁といたしまして、会計については3月で締めて、出納整理期間でまだ支払いができていないものとかをチェックしながら、5月末で会計が締まるわけですが、4月、5月に私が来てからチェックができなく、不用額として残ってしまいました。この不用額を今年の繰越金と合わせて、この9月補正で上程させてもらいました。その次に、決算特別委員会が開催されると思われませんが、24年度の中での決算の審査をお願いすることなので、そのときにも説明させていただきますが、今回の補正の後先ということではありませんので、ご了承をお願いしますという答弁でございました。

以上で、「住民課」の部分の審議を終了し、次に、「福祉保健課」の部分の審議に入りました。

質疑といたしまして、紀北広域連合運営事業について、資料を提出してくださいという質疑に対しまして、あとで配付しますという答弁でございました。

また、次に、紀北町社会福祉協議会助成事業について、本会議で質疑がありましたので、詳しい説明をしてくださいという質疑に対しまして、答弁といたしまして、社会福祉協議会への助成金の増額です。今年4月からランチセンターを海山区に開設いたしました。それに伴って三重県地域支え合い体制づくり事業補助金の10割補助を活用して、備品購入に充てるものだという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、海山区に2人配置されたので、その資料をお願いいたしますという質疑に対しまして、紀北町から紀北町社会福祉協議会への助成の資料でよろしいですかという答弁でございました。

以上で、「福祉保健課」部分の質疑を終り、「環境管理課」部分の審査に入りました。

質疑といたしまして、15ページ、環境衛生総務事業、事業委託料の内容説明をお願いしますという質疑で、答弁といたしまして、内容としましては、廃棄物処理施設検討業務委

託料として今回お願いするものです。紀伊長島リサイクルセンター、海山リサイクルセンターのRDFごみ固形燃料化施設及び紀北町クリーンセンターのし尿処理施設についてですが、両リサイクルセンターはRDFを処理している三重県が、平成32年度末で、三重ごみ固形燃料発電所事業から撤退することから、新たなごみ処理の方法を検討する必要があります。し尿処理施設については平成6年の稼働で19年を経過し、機械等の経年劣化が著しく、さらに浄化槽汚泥が年々増加して24時間フル活動で処理に努めています。また、地元との公害防止協定書で設置期間が平成31年3月31日までとなっていますことから、新たに施設を建設するか、さらに設置期間の延長をするのか、今後の方針を検討する必要があります。このようなことから、当町の廃棄物処理施設は早急に対策を立てる必要があることから、その検討する資料の作成予算をお願いするものでありますという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、この事業はコンサルに委託するのですねという質疑に対しまして、答弁といたしまして、そのとおりです。その内容は現在のごみ処理等における課題の把握、施設規模の算定、処理の方法をどのようにするのか、方向性を決めるための委託業務ですという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、三重県が平成32年度末で、三重ごみ固形燃料発電所事業から撤退するとのことですが、広域での処理も含めて考えていかなければならないと思いますが、この98万7,000円の委託料でできるのですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、正式な基本計画はまだこのあとのことで、これは事前に今後のごみ処理施設等の町の方針をどのように決めていくかというための検討資料をつくるものです。施設の建設を考えると、単独で建設する場合や広域での建設する場合の施設の金額とか、国の交付金はいくらで、どのような起債があるのか、事業スケジュール等の資料をつくるものですという答弁でございました。

データ資料をつくるのですねという質疑に対しまして、はい、そうですという課長の答弁でございました。

また、質疑で、桑名市多度町にある三重ごみ固形燃料発電所事業から、平成32年度末で撤退するとのことですが、紀伊長島リサイクルセンター、海山リサイクルセンターの起債の償還はどのようになっていますかという質疑に対しまして、海山リサイクルセンターの起債の償還期限は平成25年で、紀伊長島リサイクルセンターの起債の償還期限は平成29年度ですという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、方針を決めるとのことですが、プラントとしては溶融炉、それともほかで処分するのか、燃やすしかないですね。方向性ならコンサルに委託しなくてもできるのではないですか。これからの紀北町のごみをどうするのか、誰かに聞こうということですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、現在、事務レベルで東紀州の5市町村で、広域でのあり方について打ち合わせを進めていますが、具体的なことは決まっています。資料をつくる場合は町単独で進めるのか、広域とするのか、施設の規模はどのぐらいになるのか、三重県RDF発電所が平成32年度末で撤退したあのごみ処理の方法等を課題にあげてもらい、それに対して町の方針を決めていきたいと考えていますという答弁でございました。

また、質疑で、今のRDFにはプラスチック類、例えばビニールとか入っていると思いますが、京都は非常に細かく分析しています。搬入するごみの量は把握していると思いますが、どうですかという質疑に対しまして、プラスチック類でリサイクルできる部分は資源ごみとして販売しています。軟質系のはRDF化しています。可燃ごみのトン数は把握していますという答弁でございました。

また、尾鷲市ではごみ処理施設の窯が傷んできているし、本町においては三重県RDF発電所が平成32年度末で撤退のこともあるが、尾鷲市長とそのようなごみ処理の具体的な話をしたことがありますかという質疑に対しまして、尾鷲市長との具体的な話はしていませんが、広域でしていくという話はしていますが、正式には決まっていないという答弁でございました。

名倉の不燃物処理場も容量がいっぱいになってきていますが、最終再処分場のあり方については、この委託事業に入っていないと思いますが、どうですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、不燃物処理につきましては、この委託事業には入っていませんが、各市町の状況を調査し、来年度に検討資料の作成をお願いしたいと考えていますという答弁でございました。

次に、使用するデータは環境管理課のデータですね。コンサルに発注して、いつ資料ができるのかという質疑に対しまして、町にあるデータはコンサルに渡します。それに基づいて資料を作成してもらいます。この予算を認めていただきましたら、今年度中につくりますという答弁でございました。

次に、起債の償還は海山リサイクルセンターは25年度で終わり、紀伊長島リサイクルセンターの起債の償還は29年度で終わるのですね。また、三重県は三重ごみ固形燃料発電所

事業から、いつ撤退するのですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、はい、そうですと、三重ごみ固形燃料発電所事業は平成32年度末で撤退しますという答弁でございました。

次に、通常、ごみ処理施設を建設する場合は、環境影響調査も必要です。この委託事業の中には当然入っていませんね。ごみの量については環境管理課が把握しておるのは当然です。施設に対するコンサルタントの委託なのかどうか。性能発注方式で進めていくと思いますが、この基礎固めの委託なのか。先ほどの説明では入口の部分という説明でしたが、どの部分の入口なのか、明快に説明をお願いしますという質疑に対しまして、答弁といたしまして、町が単独でごみ処理施設をするか、広域とするのか、し尿では期間を延ばすのか、新しい施設をつくるのか、方向性は現在決まっておりません。方向性を決めるための現況の把握と、これを基にしてどういう施設をつくったらいいのか、し尿についてもどういう施設をつくったらいいのか、施設建設の費用はどのぐらいかかるのか、そういう入口の基本的なデータをつくり方向性を決めるための資料ですという答弁でございました。

以上で、「環境管理課」の審査を終了し、次に、「学校教育課」分の審査に入り、課長から説明を受けました。

そのあと質疑に入り、質疑といたしまして、転落防止器具は備品購入費で計上しているのですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、転落防止器具は消耗品費で計上しています。備品購入費はかけモックの購入です。かけモックは避難する際に、下半身の不自由な児童、生徒やケガにより動けない児童、生徒を2人1組で担いで避難するための用具ですという答弁でございました。

転落防止器具の購入は、昨年度も行ったが、すべて終わっていなかったのですか、今回、購入する転落防止器具の内容や学校数はどのようになっていますかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、購入する学校は小学校11校、中学校4校の15校になります。購入する転落防止器具ですが、ピアノ固定器具、キャビネットフォルダー、家電ストッパーなどですという答弁でございました。

次に、24ページ、補正額 874万円の財源内訳を説明してくださいという質疑で、答弁といたしまして、8ページをご覧ください。13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費補助金の地域の元気臨時交付金 1,629万 5,000円のうち、教育費の小学校プール漏水防止工事の財源として 529万 5,000円計上していますという答弁でございました。

次に、13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費補助金の地域の元気臨時交付金

1,629万5,000円のうち、教育費として529万5,000円あるということですのでよろしいですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、はい。また、9ページに小学校費、中学校費の消耗品費にかかる県補助金も計上していますという答弁でございました。

次に、かけモックはどの学校に配布するのですか、数を教えてくださいという質疑に対しまして、答弁といたしまして、小学校11校、中学校4校に1つずつ配布しますが、児童生徒数の多い西小学校、東小学校、相賀小学校、紀北中学校、潮南中学校は配布数を1つ増やし、2つ配布します。単価は1つ1万2,000円で計上していますという答弁でございました。

予算は16万8,000円しかありませんがという質疑に対しまして、答弁といたしまして、小学校費、中学校費で予算は分かれていますという答弁でございました。

以上で、「学校教育課」の部分の審査を終了し、次に、「生涯学習課」の審査に入り、課長からの説明のあと質疑に入りました。

まず、質疑といたしまして、まず、町長の大きな方針ですが、海山にも紀伊長島にも大きな体育館があって、両方とも老朽化しているように思います。合併の効果として合併特例債を使って2つを1つにしようという大きな事業計画がまだにないので、そういったお考えがあるのかなのか。また、体育館の築年数、総工費はいくらか。例えば、この体育館は20年使おうとか、20年までは修繕していこうなどの考え方があるように思います。耐用年数等の見切りをいつにするのか。もう1点は、前回の天井張り替えのときに、私は天井は張るなどと言いました。張るから老朽化しては落ちてくるなど起きるので、張らずにむき出しにしておけばよいと思いますが、いかがですか。あと、早急に白熱灯を替える必要があるのかどうかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、まず体育館の統合ということですが、現在、海山区に海山体育館、紀伊長島区に紀伊長島体育館、そして新たに東長島スポーツ公園に体育館と、現在3つの体育館があります。それらの使用状況は町民の方々のスポーツの利用で、夜間は満杯の状況です。建物の老朽化等もあり、課題の1つと考えています。海山体育館は昭和45年に建築されていますが、建築費用は手元にありません。天井の張り替えについては平成21年に老朽箇所を張り替えています、そのときに残した箇所で、天井材の一番表面の薄い部分が剥がれているところがありますので、その残りの箇所を今回張り替えしていただくというものです。白熱灯のナトリウム灯への交換については、白熱灯は寿命が短く、球切れがよく発生しますが、高さがあるのでその都度交換するのは費用的にも難しいところがあります。ナトリウム灯の寿命は数値的には

白熱灯の12倍あります。また、消費電力は、白熱灯の8分の1ですので、省電力化も図れますという答弁でございました。

また、町民の利用を考えると、3館が必要という担当課の考えもよくわかりました。海山体育館に関しては築43年が経過しているということで、どこかで見切りをつけたほうがよいのかなと思います。次回建て替えの際はもう少し災害のないところで考慮してください。天井張り替えにかかる費用と足場はいくらかかるのか。白熱灯はナトリウム灯の器具の値段の違いはどうなのか。また、照明は天井に付けるのではなく、横から照らす体育館もよく見るが、電球交換も楽ですし、落下の危険もないので、そのような考えはないのですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、天井張り替えの費用は、現在の概算の直接工事費で移動足場に7万円、ベニヤの張り替えが150㎡で42万円で積算しています。このほかに共通仮設費や諸経費がかかります。白熱灯からナトリウム灯への交換は、球切れを防ぐことを優先して検討しましたので、器具の金額の比較はしていません。天井の横からの照明については知識がありませんでしたので、検討いたしますという答弁でございました。

次に、ナトリウム灯は12倍の寿命というので、これは16基全部替えるのか、それとも照明の数を減らすのか、トイレ全体でいくらかかりますかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、体育館には水銀灯と白熱灯があり、白熱灯すべてを器具ごとナトリウム灯に替えます。同じ光量のもので良ければ電気代は8分の1になるということです。トイレの洋式化は、直接工事費で135万円と見積もっています。洋式化には和式よりもスペースが必要なので、便器の取り替えと一緒に壁も取り替え、手すりやウォシュレットを付けてこの金額となっていますという答弁でございました。

また、今回の改修にない部分はないのか、2階の窓はかなり老朽化しているように思う。換気用のためにも開くのか。水銀灯の球の交換は6灯と聞いたが、全部で何灯あるのか。この際に全部球を替えることは検討していないのか。玄関のスロープですが、障がい者の大会等もあるので設置するとのことですが、トイレについては車イスが入れないような状態だと思います。この際に車イスも入れるようなトイレの改修を検討していないのかという質疑に対しまして、今回の改修は地域の元気臨時交付金が活用できるということで、全体的な改修を検討した結果ですが、2階の窓の開閉を一つずつ確認はしていません。水銀灯は全部で34灯あります。水銀灯の白い光をメインにして、白熱灯の赤っぽい光を加えることで適切な灯をつくっています。球の交換は切れているものだと考えています。スロー

プとトイレ改修はバリアフリーで障がい者やお年寄りにやさしい施設にしたいと検討しましたが、トイレは入口の幅が75cmで車イスが入るには難しいこと、さらに、中には段差があり、段差を改修するスロープ設置には、既存の洗面台やトイレの便器などが障害になり、今のスペースの中では難しく断念しました。そこで少しでもお年寄りの方にやさしくなるように、段差のところの手すりを付けるようにしましたという答弁でございました。

次に、暗幕は替える必要があるのか、昼間に張って映画等を見ることがあるのか、いくらするのかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、暗幕は約120万円で見積もっています。暗幕は現在ほとんどなくなっており、太陽の位置によっては体育館内に差し込んで、まぶしいという状況があります。海山体育館ではバスケットが子どもと一般、バレーボール、ソフトバレーボールなどで使用されていますので、外からの光を遮ることで、より良い環境で競技やスポーツをしてもらうために、整備を計画していますという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、財源として地域の元気臨時交付金ですが、学校教育と生涯学習に使うような交付金ですか、ほかにも使えるのですかという質疑に対しまして、この財源は、財政課で所管しており、特に教育に限定したものでないと聞いています。地域の元気、経済、雇用に資するための公共事業に充てるというもので、当初予算に計上している事業の一般財源を巻き替えるのではなく、新たな事業に充てることにしていると聞いています。

以上で、本委員会所管部分の質疑を終了し、討論に入りました。

討論に入り、反対討論といたしまして、環境管理課の予算ですが、首長はごみの減量化をして、まずその方向性を出したうえで調査をするべきと思います。方向性を出すための調査をするというのは順序が逆に思います。現在、手元にある資料だけでも方向性の判断はできるように思います。全部部分化を図るのであれば、今現在でも両地区で60tとすると減量化すると30tになれば、何十億円もかけてプラントをつくらなくても最終処分場へ持っていくほうが安いとなる。もう1つの道は広域連合でやる。まずこの判断をしたうえで、またその判断をするうえで全国から資料を取り寄せ、今どんな焼却施設があるのか、それは人に聞くまでもないことで、それをやったうえで方向性を出し、そのためにはプラントメーカーがあるのかという話になると思う。この町の進む方向性を決めるのに、コンサルに頼むのと同じことで、この予算は必要はないと思うという反対討論でございました。

また、環境管理課の予算について、どういう方向でいくかコンサルに任せること自体が、

尾上町政がいかにか無能かということを表していると思う。これは議員も含めて理事者が徹底して討論して決めたいと、コンサルを使うことを決めればよいことで、まず方向性を出して県にも相談に行き、考え方を聞きたいと決めることで、予算は必要ないと思う。さらにやらなければならないことは、熊野市、尾鷲市との広域でもって焼却施設をつくるべきです。そうすれば国の補助も完全に得られるわけです。そういう点では、この予算には反対だと申し上げたいという反対討論でございました。

次に、賛成討論でございませう。生涯学習課の予算について、皆さんが利用される海山体育館が、このように改修されること、利便性、安全性を確保するもの、学校教育課の予算の中では避難のときのかけモックなど、購入するような予算も入っていますので賛成いたしますという賛成討論です。

また、基礎資料をつくるにあたって、役場職員ではできない点があると思う。だからコンサルとよく相談して一番の基礎資料をつくるわけですから、これをつくったうえでやるのが当たり前だと思う。建設については将来の話ですので、ほかの予算についても賛成いたしますという賛成討論でございました。

以上で、討論を終わり、採決に入り、賛成多数、よって本案の当委員会所管部分は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第49号 平成25年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についての審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第50号 平成25年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての審査を行いました。

課長の説明のあと質疑に入り、質疑といたしまして、あとで繰出金の内容の資料を提出してくださいという質疑について、答弁といたしまして、提出させていただきますという答弁でございました。

以上で、質疑を打ち切り、討論に入り、討論はなく、採決に入り、賛成多数によって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第51号 平成25年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についての審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべき

ものとして決定いたしました。

次に、請願第4号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書についての審査を行いました。

事務局から説明のあと質疑に入り、質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成、よって本案は採決すべきものとして決定しました。

なお、採決の理由は願意妥当であります。

次に、請願第5号 「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める請願書についての審査に入りました。

事務局の説明のあと質疑に入り、質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成、よって本案は採決すべきものとして決定いたしました。

なお、採決の理由は願意妥当であります。

次に、請願第6号 保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書についての審査を行いました。

事務局の説明のあと質疑に入り、質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成、よって本案は採決すべきものとして決定いたしました。

なお、採決の理由は願意妥当であります。

次に、請願第7号 防災対策の見直しや充実を求める請願書についての審査を行いました。

事務局からの説明のあと質疑に入り、質疑といたしまして、請願の理由の中で、鳥羽で最大27m、尾鷲、熊野では最短4分と記載されていますが、紀北町で最短どのぐらいというのは学校教育課では把握されていますか。答弁といたしまして、最短というのは沿岸部の最初に来るところだと思います。沿岸部に関しては紀北町では8分ということで、学校のほうまで遡上するまでのさらに時間がありまして、避難訓練を行っていますので、避難できるものと思っています。

また、質疑としまして、請願の理由ということで、尾鷲市などでは4分で、紀北町ではもう少し時間があるということですが、最短のところを記載しているということですね。請願の中に紀北町の名前がなかったので質疑しましたが、最短のところを記載されているようですので、そのように判断させていただきます。答弁といたしまして、あくまでもこの地域はリアス式海岸で、地形が入り組んでいます。その中で安全のためには4分で第一波が来るというような危機感を持って対応するというので、とにかく短時間で避難しよ

う、このための施設を整備してほしいという請願ですので、当然、これで良ければこれでいきたいと思いますという答弁でございました。

質疑といたしまして、この請願の意味はよくわかりますし、このとおりだと思いますが、町の津波に対する考え方は、紀北中の場合は避難に要する時間は7分となっています。しかし、先ほどの教育委員会の予算では、かけモックなどが出ていますが、実際こういうものを使って避難した場合、町が発表している7分で避難できるのか懸念しています。資料によると紀北中学校に来るのは1mないとかとありますので、その辺の見直しを行う意味で、防災の見直しをする意味でも、この請願は大切ななと思ってます。実際に足の悪い子もいますので、津波に関して安易な考え方では怖い。何時何分から訓練すると言っているから避難できますが、実際に足の悪い子もいますので、津波に関して安易な考え方では怖い、何時何分から訓練すると言っているから避難できますが、地震は突然来ますので、トイレに入っている子もいるでしょうし、急に訓練したときにできるのかお聞きしたい。また、かけモックなどを利用したり、いろんなことを想定して訓練すべきだと思いますが、いかがですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、委員の言われるとおり、いろんなことを想定して訓練を行うべきだと思います。学校のほうにもそういった働きかけを常にしていきたいと思いますという答弁でございました。

最後の質疑でございます。学校が出している7分というのは、もっとも楽観的に考えて出している数字だと思いますが、そうではないですか。体調の悪い子もいるかも知れません。そういったことも考えた時間ではなく、全員健康でトイレも何も行ってなくて、ヨーイドンで走った時間じゃないのですかという質疑に対しまして、一番最短の子どもですと、4分程度で逃げられますが、7分は通常の歩行で避難した場合です。おっしゃるとおりいろんなことを想定して訓練を進めていきたいと思いますという答弁でした。

以上で、質疑を打ち切り、討論に入り、反対討論なし、賛成討論で、危機管理の原理原則は、最悪のシナリオを設定して、楽観的に対処せよという言葉、今、八重の桜の佐々成政の末裔の佐々淳行氏が言った言葉です。僕はこの言葉を直に聞いて感動しました。今言ったように、最悪のシナリオを設定して、楽観的に対処すると、だから見直しはやっていかなくはいけないと思いますという賛成討論でありました。

以上で、討論を打ち切り、採決に入り、全員賛成、よって本案は採決すべきものとして決定しました。

なお、採択の理由は願意妥当であります。

すみません。先ほどですね、採決と言ったところ、採択の理由は願意妥当でありますという、この採択を僕は採決と言ったそうでございますので、訂正よろしくお願ひします。

以上で、本委員会に付託された10案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

北村博司議長

ここで、11時10分まで休憩いたします。

(午前 10時 55分)

北村博司議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11時 10分)

北村博司議長

次に、産業建設常任委員長 樋口泰生君。

樋口泰生産業建設常任委員長

改めまして、おはようございます。

産業建設常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

平成25年9月議会定例会において、産業建設常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

去る9月13日、午前9時30分から、委員会室におきまして、委員6人全員出席のもとで開会いたしました。

説明のため出席した者は、農林水産課、商工観光課、建設課、それに水道課の課長、そして職員の出席がありました。

本委員会に付託されました案件は、議案第48号 平成25年度紀北町一般会計補正予算(第4号)、議案第52号 平成24年度紀北町水道事業会計利益の処分についての2件の審査であり、農林水産課所管分、商工観光課所管分、建設課所管分、水道課所管分の順で審査を行いました。

それでは、議案順に経過と結果について報告いたします。

まずは、議案第48号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第4号）の審査について報告いたします。

「農林水産課」部分について、課長から追加説明はなく、質疑に入り、委員から、17ページの林業施設費の県単林道改良事業の工事請負費 1,400万円は、一般財源が 700万円、国県支出金が 700万円で 1,400万円の事業であるが、どのような林道の整備をするのか、県の支出は2分の1の 700万円であるが、このような事業も県単というのか、県単の解釈の説明を求めました。それに対して課長から、県単林道改良事業の野又越線改良事業については、現在、県営の林道開設事業ということで、県が事業主体となって開設工事を行っており、完成した部分については、紀北町が施設移管を受けて、町管理の林道として供用開始をしている林道です。今回、9月補正予算において計上している部分については、平成25年5月30日から31日にかけて崩落し、改良事業を行おうとするものであります。この部分はすでに町が移管を受けているものでありますので、町が事業主体となって改良事業を行うものであります。また、県単林道改良事業の県単という意味は、県単補助という意味で、県単という言葉を使用しており、国庫補助事業ではなく県単の補助事業で、町が事業主体となって、県の補助金を受けて行う補助事業という意味での県単という意味ですとの答弁でした。

また、どの程度の規模の崩落かに対しては、崩落の規模といたしましては、延長約45m、法長約45mの部分が崩落いたしました。崩落した土量、土の量としては約 2,300m³と現在見込んでおります。

また、次の委員から、地域産材利用促進事業は、どのような事業を行うのかとの質疑に対して、今回の補正予算については林業振興費の中の地域産材利用促進事業に4万 5,000円の増額補正をお願いしているものです。内訳については旅費として2万 9,000円、使用料及び賃借料として1万 6,000円、合計4万 5,000円となっております。また、現在、三重県、尾鷲市、紀北町の実務担当で、木質バイオマス将来ビジョン検討会という勉強会を立ち上げており、その検討会の中で視察に行つてはどうかということになり、その旅費として予算計上しているものですとの答弁でした。

続いて、実務担当でどこを視察するのかとの質疑に対して、岡山県の真庭市でバイオマスタウン真庭として、バイオマスに力を入れていると聞いていますので、視察研修を予定していますとの答弁でした。

今回は、三重県、尾鷲市、紀北町の官の担当者だけということですが、なぜ民間業者も一緒に視察することを検討しなかったのかとの質疑に対して、今回は、年度途中での検討会の立ち上げということもあり、あくまでも検討会でありますので、今後は森林組合や民間の各事業体を含めた中で、勉強会に発展していければ良いと考えておりますとの答弁がありました。

以上で、「農林水産課」所管部分の質疑を終了いたしました。

次に、議案第48号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第4号）の「商工観光課」部分の審査について報告いたします。

課長から追加説明が次のようにありました。歳出19ページ、商工観光課分は、第6款商工費、第1項商工費、第2目商工業振興費のうち、中小企業指導育成事業になります。事業の内容は、商工会が実施するLED街路灯の設置利用に対する補助です。575万円の補助を予定しており、そのうち過疎対策事業債570万円を借り入れるものです。この事業は、商店街まちづくり事業という国の事業があり、それに商工会が応募し採択され、商工会が実施する事業で、LED街路灯をトータルで100基設置しようとするものです。補助率については3分の2で、全体の事業費が3,150万円、そのうち国の補助が2,000万円、残り1,150万円のうち、町がその2分の1を補助する事業ですという説明でした。

質疑に入り、この街路灯の設置箇所はどこかという質疑に対して、基本的には商店街です。

商店街は紀伊長島区では新町商店街、長島駅前玉地区の商店街、海山区では相賀駅から渡利の商店があるところ、それから引本地区です。引本地区は7箇所、相賀地区は23箇所を予定しています。そのほか、玉地区と新町地区で70箇所、トータル100箇所を予定していますという答弁でした。

また、100基設置するというので、今後、電気料などの維持管理費が大変嵩むと思います。町はどのような考えを持っているかとの質疑に対して、これは商工会の事業ということで維持管理費は商工会に加入している各商店の方が負担していただくということで、1カ月当たり100円の維持費と電気代315円と聞いています。町の負担はありませんとの答弁でした。

また、ほかの委員から、この事業は熊野古道の世界遺産登録10周年記念を意識して、景観等に配慮した特別な設計にし工夫を凝らしたと聞いていますが、内容について説明してくださいとの質疑に対して、一般的な街路灯というよりは、クラシックな形で、茶色を基

本としたものになっていると聞いています。特に玉地区は導入路ということもあってたくさん設置すると聞いています。

続いての質疑では、1本当たりの購入費、設置するための費用はわかりますかに対して、1基当たり30万円と消費税で31万5,000円と聞いています。100基で3,150万円の事業費になりますとの答弁でした。

この事業は、商工会に全部委託するということですかとの質疑に対して、商工会が事業主体で、商工会が設置することに対して、町が補助するということです。この事業については町の要請に基づいて実施する事業となります。商店街の振興と防犯の関係から、町としては危機管理課が今後かわりをもっていくことになると思います。維持管理については商工会にやっていただきますが、防犯上の話などは町もかわっていくことになりますとの答弁でした。

これで、「商工観光課」所管分の質疑を終了いたしました。

次に、議案第48号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第4号）の「建設課」部分の審査について報告いたします。

追加説明はなく、質疑に入り、委員から、20ページ、公園管理事業81万9,000円はどういう経過でこのようになったのか、場所についても城ノ浜や馬越というように錯綜しているので、詳細な説明をお願いしますとの質疑に対して、公園管理事業の増額は、第24回全国「みどりの愛護」のつどいで来町された皇太子殿下の行啓記念碑を2基設置しようとするもので、設置場所については馬越峠の入口に1基、ふれあい広場マンドロの玄関付近の庭に1基を設置する予定です。内容については、記念碑の規格は高さ1.2mですが、30cmを根入れするので見えるのは90cmです。幅については40cm、地場産の花崗岩を使用したいと考えております。文字については、記念碑の全面に10cm画で皇太子殿下行啓記念碑と、後ろには5cm画で馬越峠、マンドロを視察された日、平成25年5月29日を刻みたいと考えていますとの答弁でした。

また、ほか委員から、高速道路関連事業の具体的な計画と耐震補強事業の実施戸数の増加について、状況を聞かせてくださいとの質疑に対して、課長から、高速関連事業のイベントについては、出垣内の橋台が傾いた影響で、供用の見込みがたっていないので、イベントについても決まっておりませんが、9月4日に実行委員会を立ち上げました。イベントの内容については、ハイウェイウォーク、物産展、記念品の無料配布を行いたいと思っています。

場所については紀伊長島インターから海山インター間で、高速道に登れる箇所ということで、三浦休憩所と鯨の県道と高速道路の交わるところの2箇所のどちらかということになりました。両候補地のうち、三浦休憩所は橋台の工事に伴い、工事用道路として使用したいという国土交通省の考えがあり、三浦休憩所で行うことは難しい状況であると思います。現段階では、鯨の県道と交差する箇所、2基線分の道路幅があるので、1基線分を使ってイベントを開催したいと思います。また、住宅耐震補強事業の補正については、家の耐震補強を行う事業で、国、県からの交付決定を受けての増額補正です。耐震補強設計については3戸から5戸へ、耐震補強については3戸から4戸へ増額するものですとの答弁でした。

次に、ほか委員から、21ページ、生活総合調査事業11万 1,000円について、歳入を見ると10分の10の県委託金となっていますが、どのような事業かとの質疑に対して、生活総合調査事業の内容ですが、5年ごとに実施される住生活基本法に基づく、住環境を含めた住生活全般にかかわる実態、入居者の意向や満足度を総合的に調査するもので、指導員、調査員の報酬、旅費、消耗品費等であります。調査項目の主なものは、住宅及び周囲の環境の評価、居住状況の変化の有無、今後の住まいについて、子育て環境について、住宅の相続についてなどの内容を調査するものですとの答弁でした。

また、調査した結果は、どのような面に生かされるのかとの質疑に対して、これらのデータを集計分析することにより、今後の施策の推進に必要な基礎調査とすることを目的としています。居住者の方々が今の住宅にどれだけ満足しているのか、どのような環境で生活しているのか等の全般的な調査を行い、今後に生かすとなっています。まだ、県の説明会が行われていませんので、それ以上は詳しい内容はわかりません。国から直接送られてきた資料で説明させていただきましたので、詳細については改めて説明させていただきますとの答弁でした。

それに対して、事業名について説明を聞いていると住宅関係、住環境の整備、住いに限られているように思いますが、生活総合調査というと、それ以外も含めた全般と解釈するが、住生活総合調査事業という名称ではないのですかとの質疑に対して、県への確認のため休憩をとり、その後の答弁で、課長から、ご指摘のとおり住生活総合調査事業です。業務委託の名称は住生活となっていますが、補助金がどうなのかを県に確認をしたところ、住という言葉が前に入ることを確認しました。それは歳入歳出とも同様ですとの答弁でした。

結果、議案内容の変更の必要性を執行部に求めるため、変更については、本会議で訂正の申し出を行ってください。委員会からはそれを要望しておきますといたしました。

その後、9月18日、本会議において議案第48号 平成25年度一般会計補正予算（第4号）に関する説明書の訂正があり、当委員会ではこれを受けて、9月18日、午後0時30分より委員会を開会し、審査いたしました。

出席委員は6名全員であり、建設課長ほか職員の出席がありました。

追加説明はなく、質疑に入りました。委員から、本会議で予算額についての質疑があり、調査員3名、指導員1名の賃金と旅費であると伺いました。調査員と指導員の雇用携帯についてはどうなっているのかとの質疑に対して、課長から、この事業の予算額については、調査員の手当3名分と、指導員の手当1名分、それと調査員、指導員の旅費、またわずかではありますが、説明会の消耗品費を計上しています。今のところ調査員、指導員が誰になるのかということは県の説明会が行われていない状況ですので、詳しいことはわかりませんとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、反対、賛成討論なく、採決に入り、全員賛成、よって、議案第48号 平成25年度一般会計補正予算（第4号）の本委員会の所管部分は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第52号 平成24年度紀北町水道事業会計利益の処分についての審査の報告をいたします。

追加説明なく、質疑に入り、未処分利益剰余金で、減債積立金に70万円と、建設改良積立金に1,288万2,104円を積み立てるということですが、これらの算定根拠は何かとの質疑に対して、課長から、平成24年度の法律が変わる以前は、法定積立金の中で減債積立金は剰余金の20分の1以上を積み立てることとなっていました。それが廃止になりました。しかしながら、一応これまでどおりの考えとして剰余金の20分の1で約67万円になります。それを70万円として積み立て、残りを建設改良積立金のほうに積み立てたということですとの答弁でした。

以上で、「水道課」部分についての審査を終了後、討論を行い、反対、賛成討論なく、採決を行いました。結果、全員賛成、議案第52号 平成24年度紀北町水道事業会計利益の処分については、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会に付託された、議案審査の経過と結果報告を終わらせていただきます。

北村博司議長

次に、これまで検討してまいりました、紀北町議員定数に関する調査の検討結果について、議員定数検討特別委員会から、委員会結果報告の申し出がありましたので、許可することといたします。

議員定数検討特別委員長、入江康仁君。

入江康仁議員定数検討特別委員長

それでは、議員定数検討特別委員会の委員長としての報告を申し上げます。

本特別委員会につきましては、平成24年9月21日に開催された第1回から、平成25年8月23日第5回まで開催されました。これまでの検討の経過と結果について、ご報告申し上げます。

平成24年9月21日、第1回の委員会を開催いたしまして正副委員長の互選により、私、入江が委員長、瀧本攻副委員長の選出が行われました。

次に、同年10月25日、第2回の委員会では、今後の取り組みとしてテレビ放映や広聴会などについて検討がなされました。

次に、平成25年2月13日、第3回の委員会からテレビ放映を実施、学習会、パブリックコメントについて検討がなされました。

次に、同年4月26日、第4回の委員会では、議員定数についてそれぞれの委員から定数とそれに対する理由の意見聴取を行いました。

次に、同年8月23日、第5回の最終委員会を開催し、議員定数の最終決定をしていただき、議員の定数について町民の意見を聴き、個々の考えをまとめていただき、最終意見の集約を行い、他市町村の流れや行財政改革、紀北町の将来の財政事情を考えると、12名程度でいいのではないかと、また、県下の状況、地域での考え方、広範囲な議員活動等を考えると、14名から16名とさまざまな意見が出され、上位2位までの定数14名と16名で記名投票を行った結果、16名で決定いたしました。

このあと、紀北町議会議員定数条例の一部を改正する条例を上程させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上で、本特別委員会の検討の経過と結果報告を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

北村博司議長

以上で、各委員長からの報告を終わります。

続きまして、各常任委員長報告に対する質疑を行います。

まず、総務財政常任委員会にかかる案件につきまして、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第44号 紀北町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第45号 紀北町税外収入の督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第48号 平成25年度紀北町一般会計補正予算(第4号)について、総務財政常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

瀧本まもる君。

5番 瀧本攻議員

委員長にお尋ねいたします。12ページのいわゆる基金管理事業3億5,607万1,000円について、委員長の説明では1億円だけ積んだと、あとの分についての、私の聞き漏らしかもわかりませんが、あとの分はどういうふうになっておるかということの報告がなかったように思うんですけども、その辺のところ。

北村博司議長

家崎仁行君。

(「議事進行」と呼ぶ声あり)

北村博司議長

中本衛君。

17番 中本衛議員

議長から、瀧本まもるというふうに聞こえたんですが、訂正をお願いしたいと思います。

北村博司議長

ごめんなさい、おさむ君です。訂正いたします。

家崎仁行総務財政常任委員長

瀧本議員の質疑にお答えいたします。

今言われたことは、委員長報告で報告させてもらっております。以上です。

課長の答弁は、委員長報告で報告させていただきました。瀧本議員は聞いてなかったと思います。よろしく申し上げます。

北村博司議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

その1億円についてですね、1億円積み立てまして、これ確認なんですけどね、1億円について、どういう基金を積み立てられたかということの、いわゆる正確な名称ですね。これおそらくね、その他の特定目的基金だと思うんですよね。これは49万2,000円残っておったわけですね、それに1億円積み立てて1億49万2,000円にしたと、これの名称がちょっとはつきりしなかったんですけども、1億円積み立てた。

北村博司議長

家崎仁行君。

家崎仁行総務財政常任委員長

今の件なんですけど、課長の答弁をもう一度報告、朗読させていただきます。

基金の名称は環境衛生施設整備基金で、現在、合併時からの残高が49万2,000円あります。これに今回の補正で1億円を積み立て1億49万2,000円となります。また、使用目的については、近い将来必ず必要となってくるごみ処理施設及びし尿処理施設など、環境衛生施設を整備する際の財源として合併後、初めて積み立てを行うもので、前年度一般会計の剰余金の約4分の1を環境衛生施設整備基金として計上しましたとの答弁がありました。以上です。

北村博司議長

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、総務財政常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、教育民生常任委員会にかかる案件につきまして、委員長報告に対する質疑に入ります。

議案第46号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての質疑に入ります。質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第47号 紀北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑をされる方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第48号 平成25年度紀北町一般会計補正予算(第4号)についての教育民生常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第49号 平成25年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第50号 平成25年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第51号 平成25年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

次に、請願第4号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

次に、請願第5号 「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める請願書についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

次に、請願第6号 保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

次に、請願第7号 防災対策の見直しや充実を求める請願書についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

これで、教育民生常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を終了いたします。

引き続きまして、産業建設常任委員会にかかる案件についての質疑を行います。

議案第48号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第4号）についての産業建設常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

議案第52号 平成24年度紀北町水道事業会計利益の処分について質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

これで、産業建設常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を終了いたします。

以上で、各委員長報告に対する質疑を終了します。

北村博司議長

これより、各議案の討論、採決に入ります。

日程第4

北村博司議長

日程第4 議案第44号 紀北町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第4 議案第44号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

北村博司議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5

北村博司議長

次に、日程第5 議案第45号 紀北町税外収入の督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第5 議案第45号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

北村博司議長

挙手全員です。

したがいまして、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定いたしました。

日程第6

北村博司議長

次に、日程第6 議案第46号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第6 議案第46号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

北村博司議長

挙手全員です。

したがいまして、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定いたしました。

日程第 7

北村博司議長

次に、日程第 7 議案第47号 紀北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第 7 議案第47号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

北村博司議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定いたしました。

日程第 8

北村博司議長

次に、日程第 8 議案第48号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第 4 号）についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

北村博司議長

次は、原案に賛成討論される方はございますか。

(発言する者なし)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第8 議案第48号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

北村博司議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第9

北村博司議長

次に、日程第9 議案第49号 平成25年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

討論に入ります。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第9 議案第49号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

北村博司議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定いたしました。

日程第10

北村博司議長

次に、日程第10 議案第50号 平成25年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第10 議案第50号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

北村博司議長

挙手多数です。

したがいまして、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定いたしました。

日程第11

北村博司議長

次に、日程第11 議案第51号 平成25年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第11 議案第51号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

北村博司議長

挙手全員です。

したがいまして、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第12

北村博司議長

次に、日程第12 議案第52号 平成24年度紀北町水道事業会計利益の処分についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第12 議案第52号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

北村博司議長

挙手全員です。

したがいまして、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定いたしました。

日程第13

北村博司議長

次に、日程第13 請願第4号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。

日程第13 請願第4号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

北村博司議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

日程第14

北村博司議長

次に、日程第14 請願第5号「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める請願書を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

東篤布君。

10番 東篤布議員

賛成討論をさせていただきます。

子どもらな、段々減ってつきよるでしょう。で、あんまり少ない学校も問題かなとは思いますが、少ない生徒の例えば教室のほうはね、先生も教えよように思うんです。で、今、よく30人学級等と言われてはいますが、私は適正な数がね、20人から22人までかな、現にこの数字で実施されている学校を視察してきましたけれどもね、この22名の

教室に先生2人付いておるわけなんです。例えば30名、もっと40数名おられますとですね、1人の先生でやっておるとね、もう子どもの名前を覚えるのが精いっぱい、そんなことはないでしょうけれども、その子どもの顔を見たら両親の顔もね、頭に浮かんでくるようなね、なかなかそこに至らんそうです。

今、最近ちょっと厳しくって、ちょっと叱ったらね、いろいろ苦情ももらうからですね、私はもっときめの細かい教育という点を考えますとですね、子どもさんの数を減らすと同時に、もう少しね、先生の数を増やしても、やっぱり教育が日本の要だとかう考えておりますのでですね、私は今回の議案に対しましては賛成させていただきたい。こう思います。

以上です。ありがとうございました。

北村博司議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。

日程第14 請願第5号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

北村博司議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

日程第15

北村博司議長

次に、日程第15 請願第6号 保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

東篤布君。

10番 東篤布議員

再度、賛成討論をさせていただきます。

子どもの教育というのは大切なことなんです。ここは奨学金のことはないけど、この教民を長くさせていただいておりますけれども、この奨学金制度につきましても隣の尾鷲市さんがね、非常にいい条例をつくってですね、大学を出て、そして尾鷲市に就職していただいたらね、もうこれ返さんでいい、こういう制度があるわけです。私はこの予算とはちょっと違いますけれども、そういった意味で、この当町で学んだ子どもたち、そしてそれから都会に行って学ぼうというときにはですね、大きな意味でバックアップしてですね、そして例えば地元に戻ってきて就職しなくても、東京でもいいんです。大阪でも名古屋でもどこでも結構です。頑張ってくださいたい。日本のために。そして住所だけは紀北町に持ってきていただく、で、税収が上がるでしょう。だから、長島出身で海山出身で成功されておる方たくさんおるんですよ。ときどきね、ベンツかでかい車に乗って帰ってきてね、錦飾っておる。そんなんで錦飾ったことにならんのですよ。税金を払って初めて錦を飾ったことになるのではなかろうかと、こう思うんですね。

例えば、当町の高額所得者、納税者で一番トップの方はここに住んでないけれども、大阪でドクターされておる方いるでしょう。紀伊長島区の海野というところに住所を移してくださいっております。こういったものの考え方をしていくことによって、当町で生まれ育った、いわゆる育てた子どもたちがどこに行っても地元に戻元するというね、ものの考え方を持っていくということが、非常に大切でなかろうかと思しますので、この請願につきつしては大賛成ということで討論させていただきます。どうもありがとうございました。

北村博司議長

ほかに、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。

日程第15 請願第6号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

北村博司議長

挙手全員です。

したがいまして、本案は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第16

北村博司議長

次に、日程第16 請願第7号 防災対策の見直しや充実を求める請願書を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

東篤布君。

10番 東篤布議員

請願第7号 防災対策の見直しについてですね、賛成討論させていただきます。

まず、防災の見直しという点につきまして、ただ防災だけに絞るんじゃなくて、いわゆる町全体の事業計画、いわゆる具体的に申すならば港湾計画、道路計画、そして都市計画の見直し等々踏まえたうえで安全なまちづくり、防犯にね、犯罪のない町、交通事故のない町、いろんな問題点がありますけれども、その中にこの防災、いわゆる津波対策、災害対策いろいろあろうかと思えますけれども、そういった意味で私は広い意味で、町長にいわゆるまちづくりの計画全体の見直しをやっていただきたい。港湾の見直し、道路の見直し、そして危険地帯の見直しですね。

そういった意味をもちまして、今後の防災対策、これ一本に集中するのではなくて、これを考えるにあたっての総合的なまちづくりを考えていかないと、いつまで経っても建物建てたけれども最終避難場所にならない。避難路をつくったけれども、その避難路の先には何ら施設がない。いわゆる最終的な避難場所がない、こういった形になろうかと思えますので、全体的な総合計画を見直すと同時に、その中での防災という意味でのですね、まちづくりを考えていただきたい。そういった意味を込めまして、請願第7号 防災対策の見直しや充実を求める請願書につきましては、賛成とさせていただきます。

北村博司議長

ほかに、原案に賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。

日程第16 請願第7号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

北村博司議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

北村博司議長

ここで、昼食休憩に入りますけれども、ただいま請願が採択された結果に伴い、意見書の準備をお願いせんらなので、午後1時10分まで休憩いたします。

(午後 0時 05分)

北村博司議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時 10分)

北村博司議長

先ほど午前中ですね、請願が採択されたことにより、意見書案が提出されております。

また、紀北町議会議員定数条例の一部を改正する条例など9件を日程に追加し、別紙のとおり追加日程として直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがって、意見書案等9件については、日程に追加し、別紙追加議事日程のとおり、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1

北村博司議長

まず、追加日程第1 発議第8号 紀北町議会議員定数条例の一部を改正する条例を議題といたします。

まず、提案者から提案理由の趣旨説明を求めます。

議員定数検討特別委員長 入江康仁君。

入江康仁議員定数検討特別委員長

発議第8号

紀北町議会議員定数検討特別委員長 北村博司様

提案者 議員定数検討特別委員長 入江康仁

紀北町議会議員定数条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出する。

提案理由

人口の減少等、本町を取り巻く社会情勢を鑑み、議員定数を2人削減し、16人とする。

また、減員することにより、議会内における議論の充実化と合意形成のスピード化が期待できること等から、議会の活性化を図ることを目的として、本条例を改正するため。

紀北町議会議員定数条例の一部を改正する条例

紀北町議会議員定数条例（平成21年紀北町条例第17号）の一部を次のように改正する。

本則中「18人」を「16人」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の紀北町議会議員定数条例の規定は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

以上でございます。

北村博司議長

以上で、提案の趣旨説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

北村博司議長

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず、原案に反対討論をされる方はありませんか。

（ 発言する者なし ）

北村博司議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（ 発言する者なし ）

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第1 発議第8号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 多 数 挙 手 ）

北村博司議長

挙手多数です。

したがいまして、本案は原案のとおり可決とすることに決定いたしました。

追加日程第2

北村博司議長

次に、追加日程第2 発議第9号 議員の派遣についてを議題といたします。

本案は、地方自治法第100条第13項の規定によるものであります。

議会は、議案の審査又は当該普通公共団体の事務に関する調査のため、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができることされており、また、会議規則においては議員を派遣しようとするときは、会議の議決でこれを決定するとされております。

議員派遣の範囲は、「地方行政又は議会の制度運営等に関する他の地方公共団体等に関する調査のため」という項目があげられており、議員研修視察がこれに該当いたします。

派遣された議員は、その結果を議長並びに議会に報告することとなります。

以上のことから、別紙議案を提出するものであり、その内容については議会事務局長に朗読いたさせます。

谷議会事務局長。

谷吉希議会事務局長

発議第9号 議員の派遣について

上記の議案を提出する。

平成25年9月20日

紀北町議会議長 北村博司

提案理由

本町における行政課題に関し、先進的な取り組みを行っている他の地方公共団体の調査・研修を行うため、議員を派遣する必要がある。

議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び紀北町議会会議規則第128条第1項の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

記

1. 目的 当面する行政課題について、他の地方自治体の取り組みについて調

査・研修する。

2. 派遣場所 兵庫県淡路市
香川県香川郡直島町
兵庫県加古郡播磨町
3. 派遣期間 平成25年10月1日から10月3日まで
4. 派遣議員 18名

平成25年9月20日

紀北町議会議長 北 村 博 司

以上でございます。

北村博司議長

以上で、提案の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

北村博司議長

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず、原案に反対討論をされる方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第2 発議第9号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

北村博司議長

挙手全員です。

したがいまして、本案は原案のとおり可決とすることに決定いたしました。

なお、欠席される方がいる場合については、議長において取り計らいすることといたします。

追加日程第3

北村博司議長

次に、追加日程第3 議案第53号 紀北町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、追加上程をいたしました議案につきまして、ご説明を申し上げます。

本議案は、先ほど行政報告をさせていただきました一般廃棄物収集運搬業不許可処分取消等請求事件につきまして、応訴をしたいことから提案するものでございます。

議案第53号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第5号）であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ191万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ94億1,286万1,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものでございます。

議案第53号につきましては、以上でございますが、詳細につきましては担当課長に説明をいたさせます。何とぞ慎重審議のうえ、ご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

北村博司議長

続いて、議案第53号についての内容説明を求めます。

工門財政課長。

工門利弘財政課長

それでは、議案第53号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第5号）につきまして、説明をさせていただきますので、予算書の1ページをご覧ください。

平成25年度紀北町一般会計補正予算（第5号）

平成25年度紀北町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 191万 9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億 1,286万 1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年 9月20日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては予算に関する説明書で、まず歳出からご説明させていただきますので、7ページをご覧ください。

第2款総務費、第1項総務管理費、第11目一般訴訟費は 191万 9,000円を増額し、1,536万 5,000円とするものでございます。すべて環境関係訴訟事業にかかる経費でございますが、弁護士への着手金、訴訟にかかる意見書作成費等として、第12節役務費を 167万円増額するほか、今後の口頭弁論等に要する経費として、第8節報償費、第14節使用料及び賃借料等を増額するものでございます。

次に、その財源となる歳入でございますが、6ページにお戻りください。

第17款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金を 191万 9,000円増額し、2億 1,129万 5,000円とするものでございますが、財源として財政調整基金を取り崩すものでございます。

以上で、議案第53号の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

北村博司議長

以上で、議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑される方はございませんか。

東篤布君。

10番 東篤布議員

前にもちょっと一度説明を受けたように思うんですが、なおかつ、この書類を見ておるんですけども、もう一度ですね、町側の、なぜこれを受付を拒否したかという説明受けたいんですが、議長駄目ですかね。

北村博司議長

質疑してください。

10番 東篤布議員

よろしく町長。

北村博司議長

受付なかった理由をということですよ。訴訟の理由になっておる。

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的にはですね、この申請いろいろな経緯等もございますが、それらは今後裁判のほうでということになるかと思えます。一般廃棄物収集運搬業のですね、一般廃棄物処理計画に基づいて当町は行っておりますので、そういったものにおいて、受付をしなかったというか、許可を出さなかったということになります。

北村博司議長

東篤布君。

10番 東篤布議員

町の処理計画は理解できます。町の処理計画に基づいて、いわゆるそういう業者さんの力を借りて処理していくわけですけども、この競争原理の世の中ですね、町長。業者さんがたくさん増えていくということは、いわゆる少しでも単価が安くなれば住民サービスにつながると、こう思うんですよ。いろんな業界で独禁法等の法に照らしながらですね、いろいろ議論されてきておるわけですけども、私はこれひょっとしたら独禁法に抵触するんじゃないかなという懸念もあるわけです。これが1点。

2点目はですね、過去にもこういう紀北町の住民ですね、この。紀北町に設置された会社ですけども、多額の予算を使って、また住民と係争してですね、最終的にまた敗訴になる可能性が非常に濃いように僕は思うんです。というのは、三重県内でいろいろあった事例も私は知ってます。具体的に言いますとですね、この紀北地区には昔から砂利協会、紀北砂利協会というのがあったわけです。今は合併して鷺熊砂利協会、いわゆる熊野までですね、市町村合併に伴ってしたわけですけども、この協会がありながら、またこの地域に、また別の協会ができるという、発足しようという動きがあったんですがね。それを認める、認めんは三重県なんです。町じゃないんですよ。町長、真剣に聞いておらなあかんよ。他所事しておらんと。

それで、結局、三重県はそれを受理しました。許認可ですから、不備がなければ許認可するしかないんです。私はこの案件もそうでないかなと思います。あとはその協会内での問題になるんですよね。協会にもやっぱり協会の規約がありまして、それに適合しない。だから協会としては協会に入ることを認めません。いろいろあるんですけども。結局、我々の問題は裁判にまで発展せずに双方の組合との話し合い、これは県関係なしでしょう、組合との話し合いで2つに分裂した協会を、またまとめて1つにしましたけれども、私はそういった観点からも踏まえますとですね、町長のいろいろあるもので、それはまた今後裁判でもってですね、言ってきますとこうおっしゃいますが、このような大きな問題を、まず住民の皆さんに、いわゆる議会にですね、説明されたうえで私はこの対処していかないと、大きな問題になろうかなと思いますよ。だから、今おっしゃった、ほかにもいろいろあるんですとおっしゃった部分を我々に、住民の皆さんに説明していただいけませんか。

それで、競争原理にあれ反するんじゃないですか。その点もお答えください。一応、議会は承認しておっただけで、町側がこれを認めなかったということも、あとから聞いたわけですね、議会側としては。だから、その時点、町長はこういった理由であるんで、私はこれを認めないでおこうという相談事もなかったように思いますがね、町長。

北村博司議長

東篤布議員、ちょっと確認させていただきますけども、独禁法という表現されました。独占禁止法で受け止めさせてもらってよろしいですか、独占禁止法でよろしいですね、はい。

尾上町長。

尾上壽一町長

今、議員もおっしゃったんですけども、これ許認可の問題、ちょっと少し砂利組合とは違うようにも思うんですが、我々といたしましてはですね、請願、陳情ですね、陳情審査の中でいろいろとご答弁をさせていただきました。そういう中、ご答弁をさせていただいた中で、議会のほうがですね、陳情については採択ですか、採択されて、業務の改善にあたっては現場の実情把握に努め、必要に応じた改善策を講じること、こういうご意見を付けてですね、いただきました。

そういう中で、我々といたしましても、そこにあるサービスのこととか、いろいろなことを一般廃棄物の当町がですね、許可している2業者といろいろ話し合った経緯の中でやってまいりました。そういう中で、そういった経緯につきましてはですね、これ9月に提

出されたものだと思うんですが、9月定例会ですね。そういう中で、平成24年の11月14日に、議長宛てにですね、それに対する報告書を提出させていただいております。

北村博司議長

東篤布君。

10番 東篤布議員

今の町長がおっしゃった日程、間違いございませんか。議長これ議事進行になりますけども、ちょっと疑問を挟んでおられる議員さんもおられるんで。

北村博司議長

私は認知しておりませんね。議長のほうに提出されたって、私のときじゃないんで、その前ですんで、ちょっとお待ちください。

尾上町長。

尾上壽一町長

請願審査の結果をいただいたのが、平成24年9月21日です。その当時の議長は平野倅規議長でございました。そういう中、平成24年11月14日、この請願に業務の改善にあたっては現場の実態把握に努め、必要に応じた改善策を講じることという、ご意見をいただいておりますので、先ほど申し上げた24年11月14日に文書でもって議会のほうへ説明をさせていただいた、提出をさせていただいております。

北村博司議長

先ほど議事進行でしたので、今、ちょっと事務局に確認しましたが、町長のほうから文書はいただいたけれども、議会には説明していないということですが。私はその範囲しか知りません。

東篤布君。

10番 東篤布議員

今、前議長に対してですね、町長のほうから報告があったのは、平成24年11月14日ということですが、私は今、この文書を読ませていただいておりますとですね、先ほどののは町長が議長に報告された24年11月ですよ。これ見ていると、24年の3月に一般廃棄物収集運搬業の許可申請をしておるのですね。許可申請した。原告がした。それを4月の6日にこれ不許可としておる、4月ですよ。いわゆる去年の4月に不許可です。で、議長に報告されたのは、5、6、7、8、9、10、11、7カ月後ということによろしいですか。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

4月の6日に不許可通知は送付ということでさせていただいて、それから議長に報告させていただいたのは24年の11月14日です。

北村博司議長

東篤布君。

10番 東篤布議員

ちょっと時系列で考えてみますと、ちょっと日程がちょっと。議会でですね、議決したのはいつでしたですかね。ちょっとそれ事務局教えてもらえませんか。この要望書、陳情請願は。陳情書は8月に出てきておるのやな、これ。

北村博司議長

お答えします。9月定例会です。今年の9月定例会です。

陳情採択ですね。

東篤布君。

10番 東篤布議員

ということは、陳情書が出てくる前に申し込みがあって、不許可されておるといことですね。

北村博司議長

ということになりますね。時系列的に。

10番 東篤布議員

時系列的に。だから不許可されたから議会に陳情書があがってきたと、こういうことでございますね、町長。

そうしますと、これがあがってきて8月28日、いわゆる9月議会で議会で採択された。

北村博司議長

ちょっとよろしい。陳情書が出たのは8月28日付けです。8月28日付けで、同月8月31日に事務局が受付て、9月議会に定例会に上程されております。よろしいですか。

東篤布君。

10番 東篤布議員

理解しました。今持ってます。8月28日付けで出てきた。これを9月で議会で採択され

た。この以前にですね、7カ月前に町は不許可処分としておるということでございます。私、この時点で町側から議会に対して何らかの答申があるべきでなかったかなと、こう考えます。

しかし、その後もですね、これで9月議会を通った。陳情が通ったですね。そのあとで、なおかつ不許可にしておるといいますか。異議申し立てがあった。そこから出たんやな、うん、わかった。町長、先ほどの質問はですね、不許可、この文面を見ますとですよ、既存の業者がおってですね、十分にもう目的を達しておるので必要ない。簡単に申しますと、こういうことのように汲み取れるんでございますが、そういう受け止め方でよろしいですか。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

一般廃棄物処理計画に基づいて、その許可業者に処理をですね、お願いしているということでございます。間違いございません。

北村博司議長

東篤布君。

10番 東篤布議員

例えばね、会社で申しますと、社員の募集があったと、しかし、自分とは会社のいわゆる営業方針、事業方針に従って、今の定員でこれで業務は成していけると判断しておるので、採用には至りませんということはですね、可能だとは思いますが、許認可制においてですね、例えば産業廃棄物業におきましては全国で、また県で、県で許認可なってくるわけですが、三重県内で何業者できたから、これで三重県の処理計画としたら十分達しておるので、もう業者さん、あなたの許可は受け止めませんよ。こういったことはね、絶対できないんです。適正ないわゆる手続きによって、適正な理由に基づいて申請書が出てきたら、当然、県はその処理の免許を与えます。

ただ、免許をもらったからといって業につながるかということは、それはそれぞれの業者の企業努力でありまして、なおかつ、その企業努力するにあたって協会への参加であるとか、いろんなことがあろうかと思えますけども、例えばですよ、もっとわかりやすく言うならば、運転免許証を取りにいったとしましょうね、町長。日本の道路で十分車がおるもんですから、あなたの免許は不合格なんてことはできんでしょう。私ね、こんなことし

ておったら大変なことになると思いますよ。

もう一度言います。町長のおっしゃるところのこの町で、町のごみ処理計画それはわかるんです。だから、今の業者で十分なんだという判断で許可する、せんということですね、不許可にするということは、これは違法とまでは言いませんけどもね、町長、ちょっと問題ありやせんですか。先ほどの車の運転免許証、県の許認可等々照らし合わせて、もう一度ご判断ください。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

いろいろな意味のですね、そういったことを今後裁判でいろいろと議論していきたいということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

北村博司議長

答弁不満足ですか。いや、もう3回やっていると思うんですが。では、特に許可します。

10番 東篤布議員

不満足ですね。これからですね、その点を裁判で審議していくんです。そんな話じゃない、当然、町長がなされた決断が正しいと判断するならば、我々議会としてもですね、何も予算をけちるわけでもなし、係争することをね、拒むわけではございませんけれども、町長のおっしゃっている、今から裁判でその点を明確にするんです。僕はその裁判に突入する前に明確にしておかなければならない点を、町長にお尋ねしたわけでございますけれども、どういった町長の法律の基準を持っておられるか。許認可についてね、もちろんこれは今回は長ですよ、町長ですよ。でも三重県での許認可の場合、知事がそんなこと言ったこと一度もないんですがね、町長。これはやめたほうがいいんじゃないの。いやそれはよく審議したほうがええわ。これ議会が後押ししたら大問題になるで、これ。ということで終わりますわ、はい。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これはですね、私のほうから裁判をしたものではございませんので、やっぱり控訴されたら、やはり受けてですね、いろいろと議論しなきゃ、もうそのまま裁判がですね、向こうの主張が全面的に認められるということになりますので、我々としてはこういった判断

をした限りは、こういったことに対しましていろいろと反論し、議論し、裁判を行っていきたいと思います。

北村博司議長

瀧本君。

5番 瀧本攻議員

こんなね、いわゆる裁判ばっか訴えられてですね、本当に大変ですわな。私は正直言って、行政の長としての行政能力の資質を疑う。これに至るまでにですね、いろんないわゆる話し合いで済ませるべきことがあったんじゃないかと。だから、この25年の1月30日にですね、原告が言っておるですね、被告は原告に対して平成25年1月30日付けですね、一般廃棄物収集運搬業許可申請に対する不許可処分にかかる異議申立を却下すると、これは町がこの時点で、いわゆる原告に対して行った処置ですね、行政の。

だから、一般廃棄物についてはですね、結局、いわゆる町がですね、一般廃棄物を管理する義務があるわけです。で、それを結局、資格を持っておる人にですね、業務委託することができるという点も確認したい。

それで、その1月30日までですね、我々9月で陳情を認めてですね、それを採択しました。

そのあとにですね、町は原告と親密にこの辺の話し合いをなされたかどうかということが、非常に疑問に思います。

それと、予算案についても手数料と謳ってある、着手金がいくらなのか、その辺も不明です。だから行政はですね、住民に訴えられるような町ではですね、あなたの標榜しておるですね、行政は町民に訴えられておるわけでしょう。自然の鼓動を聞きながら、潤いとやすらぎのあるまちづくり、真反対ですよ、これは。こういうことにはですね、訴えられておるのやから、やすらぎもないでしょう、それは。まちづくりもできんでしょう。行政に不信を持っておるんだから。だからもっとですね、業者が訴える前にですね、話し合うべきでなかったかと、私は思います。もう裁判の土俵に乗ったらですね、引くに引けません、それはね。向こうが取り下げてくれれば別ですけども、引くに引けません。だから応訴するのは応訴するということですけども、これは一般財源ですよ。町民のお金です。

私は行政においてですね、原告に対してですね、十分な話し合いがなされたのかどうか、それが何回なされたのかどうか、何月何日こういう話をしたのかどうかという記述が残っておりますか。何度も言いますけどね、やすらぎのまちづくりできんですよ、こんなこと

では。真反対、その答弁をお願いいたします。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

この方とはですね、いろいろとその許認可の問題を出す前にも、何度も何度も担当のほうではお話をさせていただきました。そういったものはですね、裁判に後ほど証拠書類として出すことになろうかと思いますが、そういった努力もさせていただきました。私も実際お会いいたしまして、いろいろ町の事情とかですね、そういったものも説明をさせていただきましたので、そのところ判断が十分だったかどうかということもですね、議会へこういった証拠も出しながら、我々の主張としていきたいと思います。

5番 瀧本攻議員

議事進行やね、何度も何度もってね、1回も何度や、2回も何度や、回数、日にちをきちっと言うてもらわなあかん。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そういった詳しいのはですね、今度、裁判の過程の中で証拠として出ささせていただきますが、今ザッと勘定するだけでも、いろいろ行為ですね、その許可証を出したりとか、そういったのも含めれば、その議長へ報告するまでには20数回行ったり来たりの間で、お話をさせていただいたように思います。詳しい数字とかはですね、証拠という形で出ささせていただいて、皆さんには、また後ほどお渡ししたいと思います。

北村博司議長

1回目の質問のときにも何月何日やて言ってみえますんで、差し支えない範囲でお答えください。

尾上町長。

尾上壽一町長

詳しいのはですね、また後ほどそういった過程の中で皆さんにお示しさせていただきますが、一番最初に町のほうへ申請方法をですね、説明、申請したいということで来たのが、平成23年7月25日にこちらのほうへお見えになりました。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

瀧本君。

5番 瀧本攻議員

私の言うのはね、陳情書が議会で可決されて、9月の、去年の定例会で、そのあと何遍原告の方と、原告になられた方と、そのときは原告じゃないわね。業者の方とお話をされたんかということ聞いておるわけですよ。

北村博司議長

町長、それ答えてください。

尾上町長。

尾上壽一町長

細かい資料は担当のほうが持っていると思いますので、環境課長のほうからお答えします。

北村博司議長

環境課長。

井谷哲環境管理課長

すみません。11月14日に議長へ報告したあと、11月26日に松嶋さんに、その内容等を自宅へ伺いまして報告いたしました。そのあと。

北村博司議長

課長、今ちょっと実名あげましたけれども、今のあげられたのは陳情者でしょう。それで今度の原告とは別人物でしょう。ちょっと整理して必要なければ個人名あげるのは控えてください。

井谷哲環境管理課長

すみません。今の名前は取り消してください。

北村博司議長

陳情者でしょう、陳情者という表現ならいいんですけど。違うんですか、陳情者でしょう。今言われたの。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

入江議員。

6番 入江康仁議員

今、訴状の中に松嶋も入っていますよ。だから名前はね、入ってますよ、これ。だったらいいじゃないですか、それで。訴状を書いたんだから、何もええと思うよ。

北村博司議長

陳情者と原告は別人物でしょう。同じ法人の取締役やけどね。そこはちゃんと区別してください。

井谷哲環境管理課長

陳情者へ報告いたしました。

報告1回だけです。それ以後の、陳情あったあとの、報告は1回だけです。以上です。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

瀧本君。

5番 瀧本攻議員

9月21日の昨年の定例会で陳情を議会が賛成多数で可決しましたね。そのあとですね、1回しかしてないじゃないですか。これは大問題ですよ。町長はその方と度々会ったと、数度会ったと言うておる。

北村博司議長

瀧本君、私のほうへ言ってください。これは議事進行でしょう。

5番 瀧本攻議員

ごめんなさい。そやでその辺のね、回数を答えてもらわんと、行政のですね、いわゆる努力がね、私はないと思って質問しておるわけですよ。やっぱり住民の方に対して、こうこうで棄却するというのをですね、しておるわけでしょう、申請について。それ何も会議してないです。今、課長の話でも。それ度々しておった。度々ということはね、1週間に2、3回のことを度々というのや、そんなものは。

北村博司議長

それじゃですね、町長に先ほどの答弁について補足というか、修正というか、いただきます。度々と1回きりやないかという部分の食い違いについてね。町長から補足させます。尾上町長。

尾上壽一町長

先ほど度々会っていろいろとお話をしたり、こうしたのは担当課でございます。先ほどそのようにお話をさせていただいたと思います。私はですね、来庁してこうお話をさせても

らったのは、私自身が出たのは二度やったかな、その間ですね、ずっと担当課との方たちといろいろお話し合いをさせてきました。書類不備のたんびにいろいろな話もさせていただいたと思っております。

そういう中で、もう最終的にこう判断をさせていただいて、すれ違いがですね、解消されないまま至っているのも事実でございます。そういう中で、今回の裁判になったんですが、我々としてはこの許可、不許可を出すまでの過程の中でですね、担当含め、いろいろと話をさせていただいたのが事実でございます。

北村博司議長

瀧本君。

5番 瀧本攻議員

今の町長の答弁を聞いてますとですね、その当時の方ですね、申請者の方と1回しか会ってない。しかも、今年の1月30日でもってですね、決定を取り消すということは、これ申請を棄却したわけでしょう、これに基づいて。これに基づいて裁判起こしてきたわけでしょう。だから私はね、行政能力のなさを、私は疑問に思う。やっぱりその業者の方と真剣に話し合ってますね、どこに不備があるのか、あとで聞きますけどね、どこに不備があって棄却したのかということもあとで答弁してください。私は行政の長としてのね、いわゆる努力のなさを疑うね、これ。

それを我々にこういうものぶつけてきてですよ、あえてぶつけてきてと言いますわ。197万円かな、これを認めよと。しかも9月定例会の最終日や。原告が出したのはですね、9月9日や、議会の開会の前や、裁判所が受理したのが。受理するということはね、正当性があるから受理しておるわけですよ、裁判所は。正当性がない場合は受理しないですよ。不受理になるわけやから。受理されるということは正当性があるから、裁判として、いわゆるこういうことをする権利があるということ言うてきておるわけでしょう。その辺がね、もっとね、言うたら悪いけどね、これも危機管理がなってない。非常にずさんや。町長、何かね、町民の方とくるまぎ会議とかすったもんだと言っておるけどさね、これこそね、本当にひざを詰め合って話すべきやなかったの。これね町民に訴えられるということはね、これは行政としてはですね、大ペナルティですよ。それへまたこれ追加予算上げてですね、予算を認めてくれって、これは議員はですね、非常に、これねフラストレーションも溜まるし、どうしたらええか今日決めるかどうか、あげてきたけど、議長は決めたんやからさ、非常に難しい問題ですよ。

だから、その辺はどう思われておるのですか。それで何で棄却したのかと。その当時は原告やない、業者がね。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

裁判はですね、どちらもそれぞれの正当性があるというか、いろいろなところでそれ受理をされておる。そして結果とは、結果はですね、受理されたあとどうなるかというのは、また別個の話だと思います。

それと、その裁判所へ出されたのと、そのなぜ最終日かという話につきましてはですね、昨日届いたもんですから、昨日、町としては明らかになったということですので、ご理解をいただきたいなと思います。

理由は、先ほど申し上げましたように、一般廃棄物の処理計画に従って、今の既存業者により実施しているということで、理由を述べさせていただきました。

北村博司議長

瀧本君。

5番 瀧本攻議員

さっき裁判の費用も答えてもらわなあかんし、このときにね、陳情書のときに私の記憶ではね、2年契約しておるんだと、2年経ったらまた再度その契約し直すときに、いわゆる申請したらその点で考えるというような記憶があるわけですよ。だから、今の業者とは何年まで契約しておるんですか。

北村博司議長

ちょっと整理しますと、今回の訴訟費の内訳と、それから今の契約、いつまで、2年間ということですね。整理すると、質問の趣旨は。まだほかにあったんですか。

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどの答弁で訂正いたします。私、やはり私の記憶どおり2回でございました。申し訳ございません。それと何年までというのは、26年3月31日までだと記憶いたしております。

それと、訴訟費の内訳につきましては、担当より報告をいたさせます。

北村博司議長

井谷課長。

井谷哲環境管理課長

すみません。訴訟費の内容を説明させていただきます。

8節報償費、津地方裁判所口頭弁論打ち合わせ弁護士費用で12万6,000円をお願いするものでございます。内容としましては日当3万円掛ける2人掛ける2回、消費税で12万6,000円でございます。

次に、9節旅費の費用弁償は1万6,000円で、現地打ち合わせにかかる弁護士の費用弁償でございます。JR津から紀伊長島駅まででございます。

次に、11節需用費の燃料費は6,000円で、口頭弁論の際に利用するマイクロバスの燃料費でございます。

次に、12節役務費の手数料でございますが、167万円をお願いするものでございます。内訳としましては、裁判弁護士着手金51万4,500円、訴訟にかかる事務手数料10万5,000円、それから訴訟にかかる意見書作成手数料105万円で、意見書につきましては大学教授と専門家に意見書の作成を依頼した場合を見込みまして、予算をお願いするものでございます。

次に、13節委託料の事業委託料は1万8,000円で、内容は津裁判所口頭弁論へ行くためマイクロバス送迎業務委託料でございます。

次に、14節使用料及び賃借料で8万3,000円をお願いするものでございます。内訳で使用料が3万3,000円で、内容につきましては弁護士との打ち合わせのための会議室使用料2万1,000円と、マイクロバスの高速道路通行料1万2,000円でございます。賃借料5万円で、レンタカーでマイクロバスの賃借料でございます。以上で説明終わらせていただきます。

北村博司議長

瀧本君。

5番 瀧本攻議員

26年度で契約が切れるわけですね。そのことも業者の方にですね、26年度については公募制をとるから、お宅も申し込んでくださいというような話もされたんですか。されなかったのか。私も去年の9月の議会ではですね、2年間で、この25年度で終了して、26年度はまた新たにですね、契約するわけですから、そのときに公募してくださいということで、話をされたかどうかということが1点。

今、課長から説明があった意見書の中にですね、いわゆる学識経験者の105万円、これはですね、応訴する日数は9月9日に受理されたわけですから、こちら応訴しなければならぬのは、その14日足した9月23日までですか、応訴するタイムリミットは。その点の2点をお伺いいたします。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

公募制をとるとの話はしておりません。

それと、これは送達された日からだと思っております。

紀北町にですね、送達された日からという意味合いだと思います。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ちょっと説明が不十分なんで、答弁書の提出期限は25年の10月24日となっております。

はい。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

もう回数終わっておるんですが、何か不足があるんですか。

瀧本君。

5番 瀧本攻議員

業者の方にですね、やはりですね、去年の陳情書が可決されてからね、来年になったらまた更新しますんで、来年に申し込んでくれたらどうですかというのは、行政のやるべき私は姿だと思っております。それをやってない。非常に情けない。これは一般の企業でも、一般の倫理観でね、そうしますよ。契約期間中はこの人にやらさなければいけないという、それに割って入ったらですね、その人の利益が逸失されるわけですから、だから26年度になって申し込んでくれたらどうですかということはどうですか、これ行政のすべきことやと思うんで、その義務を町長は怠っていると私は思いますよ。私やったらそうしますわ。入江議員やないけど私やったらそうするよ。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

方針を変えていない以上ですね、26年度の公募制というお話はできないと思います。

北村博司議長

ほかに質疑。

入江議員。

6番 入江康仁議員

町長、私はこのことに関しては質問もちょっとしているんで、いろいろなことで角度を変えて、ちょっと皆さんの意見とは角度を変えてちょっと質問したいんですけど、要は町長、行政というのは私は前から言っているようにね、法を守り、法を正しく執行して、何人にも平等であれば、行政は私は訴えられても訴えても負けることはないんだと、これが基本だということを私は常々言ってきました。だから、私は今回の予算処置にしたってね、負けるような裁判は、これに対する予算は認めることはできない。

その中でね、町長、これは今回定例会中だったからということで、これ昨日か何か届いたんでしょう。その中で、今回これ予算にまた追加してきたけど、これはちょっと私は早急にちょっと思うんですね、町長。要は議員そのものがどういうところで、法律的にこれ担当課長もよく聞いていてよ。これ第一に訴状にはですね、本件不許可処分に対する異議申立、本件不許可処分に対しては行政不服審査法第6条に基づき異議申立ができると、この異議申立に対する理由に対しては、これは正当な理由で出しておるんやろな。これ吟味しましたか。そしてこれには勝てるということの根拠はあるやろな。当然、許可権限持っておる町長やったら、当然担当課も、本当はこれ町長、担当課だけじゃなくてね、もう本当に課長会ぐらいで皆で審議されたほうがいいですよ。大きな問題ですから。それに対するところがきちんと整合性を持っているか。また、関係法令に関しての整合性を持って、この訴訟に堪えられる根拠があるのやったらここで示してもらわなあかん。

そして、向こうから言えばですよ、この二度にわたり行政指導した結果、既存、ここにも先ほど言っているように、二度にわたりって回数まで書いてある。二度にわたり行政指導した結果、既存許可業者は行政指導を厳粛に受け止め、指導事項の確約がなされている。既存許可業者の収集運搬の処理能力は、被告の計画において推計された被告のし尿及び浄化槽汚泥の排出量を十分に処理することが可能である。また4番に、将来においても既存許可業者において、排出されたし尿や浄化槽汚泥を収集運搬することができない事態に至る可能性は考えにくいとか、このようないろんなことを書いてあるわけです。これに対し

ではどうですか担当課、十分吟味して、町長にこれ適切な助言しておく。あとでちょっと答えてよ。町長も万能じゃないんやからさ、あんたらそのために官僚として、担当課の課長はこういうことを言うんだよ。あんたらは地方の官僚だよというのは。そのために担当課の課があるんだろ。ましてそれで課があることは、1つの全体、全町に及ぼすような大きな問題は、各課課長の枠で留まっておらんと、皆で審議するぐらいの、総務課長リーダーシップしてやな、それをやらなあかんやないか。

それでこれをね、こんな急に出してきてね、そういうことの法律の整合性というのは、当然、これは弁護士からも我々も質問して答えを得て、それやったらこの訴訟に堪え得ることができるなという根拠をもたな、予算には賛成できんですよ。それは当然じゃないの。わからんで手を挙げておるということになるよ、議会は必要ないよになるよ、これ。議員も必要ない、そんな審査能力もない者が議員やったら。だから、私は行政はどんなことでも勝たなあかんで、あんたたちは法の番人だろう。法の番人で法を守ってやって行政を治めておるんだろ、町民のいろんな不満も法律によって抑えておると違うの。後ろに法律というものがあるから町民も言うこと聞くんですよ。それに対して、この予算を認めるためには、我々にも納得する理由、決して負けないというはっきりした答弁を得られるまでは、これ予算認められないやないか。

裁判が起ってから、審議の中で、そんなら前訴であった大きな問題で敗訴しておるのはどうということ。何億円に近い金も無駄に捨てててですよ、そういう責任は誰がとるん。我々議会もそうだ。議会も責任とらんなん、これは。皆、各課課長もそうだ。あんたらも自分のお金だったらどうすんの、これ。本当、皆大きな問題が解決して、敗訴となったら、その金額、皆出すか。そんだけのあれ持っておるか。ただ税金だ、自分の腹は痛まないというから皆安易に考えてるんだらう。

だから、今回これは町長、昨日届いたんだったらね、これはまだ慌てんでもいいじゃないですか。訴状の期日は24日、そして訴状の期日というてもね、この応訴に対しては、そんなもん、すぐに慎重審議するような、答弁書を出さなくても、受ける答弁書だけでいいんでしょ。それがあなたのこれからいう裁判によって審議されていくんだから。しかし、そこであんたほどもっと僕らにも、我々にも判断のしやすいように弁護士も呼んで、やはり私らも今の言うた法的に整合性、この分は大丈夫か、異議申立に対する、この6条に対しては堪えられるんか、いろんな質問ありますよ、これ。それで弁護士に堪えられるという答えを得てから、やはりこれを認めるべきじゃないんですか。ただ、昨日来たから、定

例会の中だからもうすぐに追加案件で出そやと、そういう安易な問題じゃないと思いますよ、これ。町長、今回は一回これ取り下げてください、また時間ありますから、町長。やっぱり我々もその弁護士も呼んで、弁護士からの力強い堪えられる答弁を得るようにしてくださいよ。そやなけりゃ、ここでね、負けるか負けんかわからんような裁判に対して手を挙げるわけにもいかん。そして我々もこの賛成するには、賛成だけの根拠をもたな、町民に説明できんですよ。我々にも町民に説明できる答弁をいただきたい。

それは、町長あなたも議員やっておったからさ、議員の立場になったら議員の言うことも当然あんたわかってくれると思うけど、これ。今、大変な時期なのはわかるよ。今、本当に。そやけどこれは無理に今、上程してね、通そうと思うと私は無理があると思う。そやで今言うたように、町長があんた取り下げんといきたいんやと言うのやったら、あんたこれに対するね、仮に敗訴したときの責任はどうなるか、どうかといふとこまであんたは答弁してもらわな、これできんですよ。そこまでやっぱりいく問題じゃないかなと思うんですよ。そのやっぱり許可権限というのは、あなたのやっぱりね、あなたしかできないことですから、これ。そのところで答弁をいただけますか。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、おっしゃるのもね、よくわかるんです。ですから、こういう本日の予算はですね、そういう弁護士の皆さんをお呼びしてですね、この問題、我々としては我々の主張で不許可と出したわけですね。行政の許認可の中で判断して出ささせていただきました。そういう中で、申請された方とは意見が合わなくて、結局、訴えられるという形になってしまった、結果的にはそういうことなんですけど、それをですね、まず、この予算を認めていただいて、弁護士に相談させていただいて、それから入っていかないと、我々はもう一旦主張している中で、向こうがこう訴えてきているものですから、やっぱり法の専門家にこの判断を仰ぐためには、やはりこの予算を認めていただきたいなということが、私の思いですので、ご理解いただきたいと思います。

北村博司議長

入江議員。

6番 入江康仁議員

いやいや、だからさ、予算を認めるどうの前に、そこで今、この紀北町には顧問弁護士

というのがおるんでしょ、そういうために。これお金要りますか、顧問弁護士に。常に顧問弁護士料というのは払っておるんでしょ。当然、やはりこの顧問弁護士の事務所なんでしょう、受けるのは。何のための顧問弁護士なんですか、町長。

口でさ、どうのこうのというのは、もう僕らも町民の人に見せたくないよ。こういう今の大事な町長選を控えて、大事なときにですね、町長。だからやはり顧問弁護士というもののおったら、何も顧問弁護士のところへ行くんでしょ。だったら別に要らないじゃないですか、そんなの。今の答弁だったら、町長言うた、ああ言うた、こうやって、根拠のないやりとりでね、その答弁になってしまいますよ。あなたの答弁は、その場限りの。何のためにそんなら顧問弁護士があるんだというところから、細かく説明してもらわならんようになってきますよ。違いますか、町長。

そして、先ほど言うたように、ここのところに対してもですよ、その行政不服審査法第6条に耐えられるかということ、町長、担当課これ調べておるんでしょ。そこのところ町長に答弁さすか、議長、向こう町長から指名して、担当課にどう、町長にあんたは具申したか。また、この条例の解釈についてこうだと、不許可処分に対する許可は町長がしたと思うけど、それによる過程の説明があなたの責任でしょう。どういような説明して、訴えられるということ想定して助言しておると思うけど、どういようなあれをやっておるんだ。その内容をちょっと聞かせてくれ。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず、基本的なところを私からお話をさせていただきます。もちろん、この松島さんからご相談があったときには、顧問弁護士のほうにも相談させていただいております。それの中で、全国の事例とかですね、そういうものをお聞かせいただきまして、そういう中で、一般廃棄物処理計画のあり方というものをですね、十分勉強したうえで、こういう結果の不許可ということで出ささせていただきました。それはもちろんですね、向こうは向こうでいろいろなご意見があるから、こういうふうな訴訟ということになったんだとは思いますが、我々としては顧問弁護士にも相談をしながらですね、業者の方とお話をさせていただいたという経緯がございます。

北村博司議長

井谷課長。

井谷哲環境管理課長

まず、この廃掃法の処理及び清掃に関する法律というところで、第6条、第6条の2というところで、一般廃棄物の収集運搬及び処理は市町村に処理責任があり、市町村自らが行わなければならないという法律があります。それで、この法律の中で同法第7条第5項及び第10項に、困難な場合は一定の要件を満たした業者で一般廃棄物処理計画に基づき許可を与えることができるということがあります。それに基づきまして、廃棄物処理及び清掃の法律の中で一般廃棄物処理業の関係で、第7条一般廃棄物の処理業、一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならないということになっております。

それで、このところで第5条第5項、第7条の第5項の中に、市町村長は、第1項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならないというところがございます。その中の1番目は、当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。先ほど言いました困難であること、それから2、その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであることというところがございます。あと3、その他事業、あとずっとあるんですけども、うちの場合、今回の場合、この5項の2のその申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであることというところで、今、既存の許可業者の方により計画的、効率的、かつ適正、円滑に今、実施計画どおり実施されておるということで、不許可ということではさせていただいております。以上です。

北村博司議長

入江君。

6番 入江康仁議員

よくわかりました。その法的な根拠の中でね、その今言われた中で、当初のし尿収集運搬の計画はですね、大体これで19年やったかな、施設できてから19年経っておるということであったけど、要はその19年前から今約20年ですね。20年の中には当初した計画よりも収集量は減っておるということは事実ですよ、そんなら。人口が減っておるんだから当然減っておるでしょう。その見直し計画はちゃんとやったんですか、やっとなんですか。

そういう収集減量が減っておる中での、今のやっぱり不許可に対する計画というものがあれば、当然それも妥当性があるだろうと思うんですよ。それで町長言われたように、そういうところの部分は顧問弁護士と相談したということであるんですね、町長。ならばですよ、町長、今言うたような、担当課長が言うたような説明の中で、この部分はこういうこ

とで耐え得ることができます。この主張に対しては法律的にこうです。で、そういうことをやっぱりさ、きちんとやっぱり議員に、陳情の採択は採択です。これはまた別な感覚です。訴訟になれば。しかし、採択されたのは事実です。それが法廷でどのような意見で覆すかどうかという、また町長の判断の中には、この陳情の議会で採択された権限までが、あなたが持っておるんか、持っていないかということも当然、これは裁判の中であれになってきます。

しかし、やはり長が、今先ほど言うたように、収集の計画はきちんとやっておる中ではね、主張は私通っていくと思うけど、やはりそれを皆、今のこの議員たちが納得するような場をさ、つくってからでも僕は遅くはないかなと思うんですよ。だから、これ仮にですよ、今の大体の、大体のことはわかったけど、敗訴に至るようになったらね、これは今回でも損害賠償でしょう。公金の差止でしょう。それで何、これ3つ目か、もう1件あらへんか。今3つ目か、これで。損害賠償でしょう。それで公金差止やろ、これで3つ目でしょう。これはね、津地裁もえらい紀北町というところはもうこんなことばかりやとるんで、これは本当にね、こんなこと続いておったら行政のほうにね、今までは裁判というのはね、行政のほうへ向いてからやります。しかし、こんだけどんどんどんどんやってくると、これ行政のほうは本当にちゃんとやっておるだろうかと不信感持たれる可能性もありますよ。

だから、そのためにもね、やはり我々も町民に説明するだけのあれと、できるような格好のですね、もう一回時期を、その顧問弁護士でいいんですから、顧問弁護士に対しての説明会を開いて、まだ1カ月ちょっとあるんですからね、答弁書の期間まで。それからやはり議員も納得したうえで、町民に説明できるだけのやはりあれというのかな、答えるだけの根拠を持つまで、やはりちょっと私は延ばしていただきたいなと、そこで思うんですけど、町長どうですか。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

我々としてはですね、より準備書面をスピーディーに、それから正確につくるためには、やはり今日ですね、ご提案をさせていただいて、ご可決いただきたいというのが私の気持ちでございます。

北村博司議長

川端龍雄君。

15番 川端龍雄議員

町長、前者とほとんど同じでさね、ちょっと唐突過ぎるというのですかね、やはり予算を認めるには、やはり納得せんことには、これね、住民の皆さんのいろんな血税も含んでおりますしさね、もう少し慎重にさせていただきたいというのが、私の考えであってね。町長、それで弁護士は2人ですか。今度。弁護士のこの予算の191万9,000円の中の、先ほど2人と聞いたんですけど、ちょっと確認しておきたいのと。その2人のちょっと弁護士のお名前をお聞きしたいと思います。

それと、先ほど町長は、業者からというのですか、不備な点を指摘をして帰っていただいたというのですか、ありましたけど、もしもそれが不備がなければ許可するつもりだったんか、初めから許可、こうこうで紀北町のいろんな規約といういろんなことで許可できるものなら、初めからそのようなお話し方というのかさね、不備の指摘するよりも紀北町はこうなっておるんやと、こういうことを理解できんかというて、その業者と話すのが、私はもう少し親切味がある、この町長の回答やと思うんですけどね。というのは、さも不備を直してきてみたら、あっ不許可となるときね、これは何のために、本人が、やはりちゃんとして出したら、あっ認めてくれるのかなと思いますからさね、やっぱりそういうようなこともあって、やはりこういうような案件になったのも、1つの私は要因だと思うんですけどね。

それで、やはりこの今までの重みは、町長は議会の議決をどのような重みを感じているのか、先ほど町長は11月ですか、11月14日に議長に報告したというけど、それならば、その不許可にしたのを、やはり議員の皆様にもさね、町のこうこうで、今までのこうこうがあるので、全員にちょっと聞いていただきたいというのがしかるべきだで、いきなり唐突にこういうのが出してきた、今、認めてもうてから云々というてさね、いうのがこれはそういうことは筋違いというか、改めていただきたいと私ら思うんですわ。そういうふうな話で乗っていくと、いつまで経っても認めてから、前者言うたように勝訴か敗訴かわからんような状態をさね、我々は簡単に認めるわけにはこれはいかんというのが、議員誰もそれは思っておると思うんですわね。

そういうことも踏まえてさね、町長、やはりもう少し、今後、この件はもちろん、今後においても、やはりもう少し議会の重要性を鑑みていただいてね、こういうような行政をやっていただきたいと思いますが、今、その弁護士の名前、それからこの議会の議決の

重み、それから不備の整備を直したら許可するような気持ちもあったのか、それから不許可、許認可の権限は町長にあるのはもちろんですけど、どのような方とこの決断するまでに至ったのか、それで弁護士というような話もありましたけど、弁護士だけなのか、担当課とかいろんなスタッフ、副町長も踏まえてか、そこのところもご答弁願います。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず、2人かというのはですね、弁護士事務所をお願いいたしますんで、弁護士事務所で2人ぐらい付けられるんじゃないかということで、予算を付けさせていただいております。これは1人でなかなか来ることが、これの2人というのはですね、弁護士の打ち合わせ費用でございますので、そういうことで2人でみえるのがほとんどですので、2人とさせていただきました。契約自体は弁護士事務所といたしますんで、今までの裁判の書類のようにですね、その弁護士事務所の弁護士名が代理人となってくると思います。

それから、不備であったのかということですが、これは書類上の単なる不備をですね、直してくださいという行き来をどんどんする中で、今の現状のあり方を申し述べさせていただいております。ですから、その不備が整ったうえで、その文書について、書類について検討させていただいて、結果を出ささせていただいたんで、その不備な段階から切るとか、切らないとかいう問題じゃなしに、我々の方針としてはこの方針ですので、そういうこともお話ししながらですね、この書類の不備をここにありますよということで行ったり来たりしたことでございます。

それから、議会の議決はですね、大変重いと思っておりますし、議会の議決が何よりもなくてはいけないという思いでございます。それで、度々皆さんからお叱りいただくんで申し訳ないとは思いますが、議員に対するご報告とか、そういったご連絡等はですね、今後ますますですね、神経を使うというか、もう一生懸命、皆様に、どうすれば、報告して理解していただくかなというふうなことには取り組んでいきたいと思っておりますので、そういうことでご理解いただきたいと思っております。

15番 川端龍雄議員

担当は。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当課、副町長、それから顧問弁護士です。

北村博司議長

川端君。

15番 川端龍雄議員

町長、度々ね、議会の方と、またいつもお話ししたい、したいというけど、1回もしたことないんですわ。ほとんど1回もというてもいいぐらい、大事なことを絶えずこの唐突に出すんですわ。この間、1年あるんですわね。それで町長は不許可にしたのは、この10月のあれですか、それから議長に11月14日に報告して、そのぐらいの報告するぐらいという、このね、考え方がね、改めてもらってね、その皆さんに議長にお願いしてさね、全員の皆さんにわかっていただきたいと、町のいろんな方針はこうやと、業者は正当性があるのは、あれが整っておるけど、今までのでこうこうやというようなね、そのやはり議員にも、この業者の方にも、ある程度理解して、そうしていただかんことには、このいろんな町長の今のやり方であると、安易に公金をさね、いとも簡単に安易に認めよ、認めよと言うてさね、これはやはり我々は認められないし、町民もこれはね、ものすごく今後監視の目が厳しくなると思いますよ。

やはりそういうこともね、もっとこの議員にもある程度信頼ということないけど、やはり示してね、できるだけこういうような裁判事をさね、前者も皆言っていますけど、うんざりするようなこのいろんな案件でね、必ずしも訴えたほうが悪いとか良いとかということではなしにね、お互い理由があるにしても、やはり訴える方も訴えるまでにはかなり苦労というのか、いろいろ迷ったと思いますわ。そういうこともして、もう少しやはりいろんな前の議員さんも言うたように、やっぱりその方とさね、理解するような努力をしていたきたいと思いますけどね、町長、とにかくこの議会をね、利用というんか、いろいろこの議会と話し合いして、するほうでスムーズにいくと思いますよ、本当に。今後、今後つてね、いつもこういうことを今後、今後というのは、町長の口癖なんですからね、1回口やなしに実行してください、町長、本当に。それで我々もね、真摯に対応しますからさね、別に責めるばかり、我々議員の務めじゃないんですからさ、その代わりこういうような大きなことに対しては、やはり毅然としてね、議員の立場、住民のまた代表の立場として、簡単にそういうようなこと認められるものと、認められないもんがありますからさね、そこは町長のご判断ですけどね、今後、十二分にしていきたいと思いますけど、その辺

の心境はどうですか。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

はい、議員のご指摘、十分胆に命じます。そういった意味でですね、今までもそういった部分ではお叱りをいただいております。我々としては事ですね、重要さの判断をしっかりととしてですね、議員の皆様にご相談すべきときはご相談させていただきたいと、そのように思いますので、しっかりと襟を正しながら町政に向かっていきたいと思っておりますので、どうかよろしくご理解をお願いします。

北村博司議長

平野倅規君。

16番 平野倅規議員

この問題に関してはね、前、私も議長としていろいろお聞きしておったんですけども、私もこの解せん問題が2、3あるわけなんですわ。というのは、いろいろこの町の条例とか、町の計画とかありますけども、今現在いろいろな用紙見ると、海山に1社、長島に1社と2社があると、その人らのが現在まで至った経過ですか、許可。その人らはどういふふうな許可の資料でもって許可したんか。それでこっちの人はどういふふうな書類でもって許可したんか。今度は今回の新たにこの許可を申請した人は、どんな書類であかんんだんか、これが問題やと思うんですね。もしも、こういうふうな事態が度々起こることということは、これから絶対どのような書類を持っていってもあかん、駄目ですよ、却下、却下となったら、どの業者が申請しても、やる気のある業者が申請してきても、皆却下される。

ということは、うちの総合計画でもってやっておるもんで、その枠には入れられませんで、そんなやつたら、なぜにそういうふうな条例ですか、みたいなのがあると思うんです。この指名していただく、業者として認定される、そんなもんそしたら不要やないんですか。一生そしたらこの業者でやらなならんて、先ほど前議員も言うたように、独禁法に値するような問題になってくる。それではあかん。この人らもいつまでもしておるわけにいかんですやろ、この業者の人も、1社、1社も。3：49：50のときはやめやないかん。そうすると、息子さんが、その町の許可を継承して、こっちも継承して、2年ごとにその人やっていきます。町営住宅入っている人と一緒やないか、住宅へ向いて入っておったら、次のお子さんがまたそのままで申請して入れる。家建てんでもええん。そこにずっと一生

住める、それと一緒にのような条件になってきますやろ。

そやで、もしも町長もこんな意固地なこと言うておらんと、この裁判になるまでに、対してやで、一応、法令でもって業者を決める法令があるんであれば、その規定に反するやなしに、その規定に合ってる業者を指名したらいいやないですか。仕事やる、やらんは二の次じゃないですか。指名するような業者を育てなあかんのに、今のままでは業者育っていかんやないですか。なあ、議長、議長うんと言って、私の言っておること、そうやと思っうておるかわからんけど、えらい納得したように、うんうんと、議長そのとおりですよ。思いますやろ。あとの若い者はさ、雇用してさ、定着させようと思っうたら、あらゆる商売をもつてもさ、許可があつたらその許可に適合した業者は業者で、まず認めたならあかん。土建のほうでもそうじゃないですか。ランクってあるけども、皆がその一応の審査を願っうて、一応全部の書類を持ってきて、その書類が揃つたら土建業者でも全部、建築業者でも、あらゆる町の指名もらうような業者は全部、認めておるやないですか。なぜにこれだけは法的にあつて認めたらんの。仕事やる、やらんは別として、やっぱり業者として今後やっうていきたいという者がおればさ、それは町内に限り、町外であればこうですよというような規定はまた新たに設けて、町内育成のために若い者がそういうことやりたかつたら認めたつてやつたらさ、こういうような裁判沙汰にならん。もう一度心大きいしてさ、雇用対策や若者定住を考えたら、こんなもんで裁判する自身がおかしい。私はそういうふうにして、もうちょっと町執行部もさ、大きい気持ちでもって総合計画でもってこれやらなあかん、これやらなあかんは、それ以外は要らんのや。その業者のほかに業者要らんのやつたら、何回も言うようにさ、その業者ばかりになってしまうやないか。私はその業者あかんとは言っうてないですよ。これからのこの人らも年齢は加算されていくわさ。70歳も80歳にもなつて町でもやっうておる人はおらんですやろ。後継者ある人がまたその事業に携わらんならん。これ生活必需品やでな、し尿。水と一緒にやないか。生活必需品や。やっぱりそういうふうな大きな気持ちでせんことには、この問題は解決しませんよ。

裁判で勝つたつて、また次の人が持つてきて、申請したいんやというてきたとき、また裁判で勝つたもんで、これ判例ありますもんで駄目ですつて、門前払いするんですか。できますわな。どないするんや、そうしたら、今後の将来的なし尿処理関係の処理はどないするんですか。私はそういうとこまで考えな、この問題は解決せんと思っいますよ。裁判云々どこやない。まず、町自身が考えて、それを認めていくようにせんことにはあかんですよ。町長はその目線が町民目線というのはさ、どの目線か知らんけども、やっぱり町長

大きい思わんことには、これ私はやりました。やったって課長は言ってワイワイしておるだけの話やないですか。私も1回立ち会いはさせてもらいましたよ。議長やったもんでちょっと来てくれと話した。進展あらへん、何にも。今の不許可にしました、却下しました、だけやん、この報告は。そんなんであれば、町のその教育民生常任委員会で全員多数でさ、採決してきて、それで私は議長しておったでそれを受けて本議会で諮って、これ賛成多数でさ、その陳情がさ、採択されておるじゃないですか。採択した理由はここに載っておるようさ、町民の安心と利益のために一般廃棄物収集運搬業の許可業務を改善して、業者数を増やし、業者の独占状態をなくしていただくようお願いしますというやつを、教育民生常任委員会全員賛成、議会も賛成多数で、この改善命令でお願いでさ、町へ出しておるんじゃないですか。これは遂行しておたらさ、このような裁判起こらんのじゃないですか。真剣に考えてその業者とさ、この問題は議会からもこういうふうなもんで採決してきましたもんで、我々もこれに沿ってしますもんで、業者の人も協力してくださいと、お互い話していきましようやとなったら、ならんはずですよ、この裁判は。

よく考えやなあかん。議員の皆さんもよく考えやなあかんですよ。常任委員会が判断して、これ全員賛成して、議会でもさ、賛成多数で何で賛成で陳情採択したんや。

北村博司議長

平野議員、申し訳ないけども、質疑をしてください。

16番 平野倅規議員

ということで、私はこの問題に対しては、これはもう考えなあかんと、十分。というようになことを訴えたいわけさ、町長に。その点に対して、町長はいかがお考えですか。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員の気持ちは十分聞かさせていただきました。そういう中で、いろいろと向こうも主張されると思いますが、我々といたしましては、現状の中で裁判が起きておりますので、現状の中で、そういう裁判を行っていきたいと思います。

北村博司議長

東篤布議員。

10番 東篤布議員

動議を。

(「休憩」と呼ぶ者あり)

(「賛成」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

ちょっとですね、私ご相談しようかなと思ったんですけども、私の前、前々の議長含めて、現教民の委員長から、今まで発言あったの、皆さんもうこの引っ込めろという主張なんです。主張はね、そういうことをおっしゃってられて、この陳情書との採択しておると、早く言えば背反するじゃないかというご主張もありましたんで、休憩して全協を開いて、十分その辺の議論を尽くしてから本会議に、本題に戻ったらどうでしょうか。今何か訴訟の問題よりも、その前のこのし尿の許可権についての議論が圧倒的に多いわけですね。黙ってください。たとえ町長であろうと、余計なくちばしを入れなくてください。

全協でその辺の十分議論して、本会議でしたほうが、このままだとちょっとどうなるのかなという感じがしとるんで、これはご相談です。

それでは、まだ賛成の声が出ていないので。

(「出ました」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

出た。えらい失礼しました。

それでは、動議が成立しておりますので、お諮りします。

休憩することの動議に賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

北村博司議長

挙手全員です。

北村博司議長

それでは、休憩いたします。

私は全協で少し、十分、その辺のことがちぐはぐになっておるで。

全協をやるんだったら時間は切れへんし。

(「質疑までした」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

聞きませんか。そうしたらですね、わかりました。3時まで休憩といたします。

(午後 2時 45分)

北村博司議長

休憩前に引き続いて会議を開きます。

(午後 3時 00分)

北村博司議長

質疑を続行いたします。

奥村武生議員。

9番 奥村武生議員

1、2点お聞きしたいんですけども、却下をするにあたって弁護士、顧問弁護士さんと相談をしたということをお聞きしましたが、そこに却下するにあたっての町の正当性というのですか、却下をする正当性について顧問弁護士さんとどのような話をされたのか、そこをちょっときちっと話を、町が当然想定されることもあったと思うんですよ。訴訟がね、提訴されることも。そこでどんな話をして町の正当性を確立したのかということをお話をしないとですね、これはなかなか議員の皆さんにその正当性をきちっと話をしてくれないと、これなかなか難しいんじゃないかと思うんですよ。是非、その顧問弁護士さんと話したときに、却下するにあたってのどういう正当性を確立したのかということをお話を、町としての正当性というのを是非、町長のほうからお話していただきたいというふうに思うわけですよ。

それから、これは主なんですけどもね、それから付属の問題として、前から弁護士事務所からですね、津の、裁判所に行くのに車であれば10分もかからへんわけですよ。普通は着手金を払っておればですね、その裁判所へ行く費用なんてというのはですね、どこでも高くても1万円ぐらいなんです。それを3万円を保障するというのも、そこで人の金やと思っていうふうに言われるし、と私は思う。

それから、4ページなんです、2のところには既存行政指導を厳粛に受け止めということあるんですけども、その行政指導が今まで住民の皆さんから不満がきて、それで環境課も随分苦労されたと思うんですけども、その既存の業者に対する中でも、かつて某議員からです

ね、車にメーターを付けよというふうなこともされたと思うんやけども、そういうことも含めて適切なその指導がされればですね、その住民の皆さんの不満もなかったと思うんですよ。住民の皆さんの不満というのは、基本的にはやっぱり高齢化して財政も厳しくなる中で、やっぱり高いというのが最大の不満の理由になっておるわけなんですよ。それを解消するやっぱり努力を今まで、そういう高いということに対してのその解消する努力を、町の業者との行政指導の中でされなかったのかということの3点についてね、ちょっとお聞きしたい。

特に、1点目の問題について、やっぱり町長としてテレビも入っているわけですから、住民の皆さん、それから議会の皆さんにですね、この訴訟を受けて立つ、想定されたわけですから、当時。そのときの弁護士団とどういう話をして、顧問弁護士と。町の正当性を確立を図ったのかということ、特にお聞きしたいと思います。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的にはですね、これからいろいろなところで主張していかなければいけないので、なかなかこの、ここですね、私が言葉を申し間違えると、またいろいろなことがあるとは思いますが、基本的には先ほどから申し上げたように一般廃棄物処理計画、今、現行行われているものにつきましてはですね、既存業者により計画的に効率的に適正にされているということの理由から、今、町の諸事情も鑑みてですね、不許可ということにさせていただきました。

また、弁護士費用はですね、裁判所へ行くのではなくって、打ち合わせのために何時間かこうとっていただいたり、いろいろな問題の費用でございます。

それと、正当性についてはですね、我々としては先ほど申し上げたような、現時点でのし尿の収集及び運搬、これは市町村にその義務があるわけなんです、そういう中を鑑みただ中で、現在の一般廃棄物処理計画はこのままで、この時点ではですね、行くという判断をいたしました。

北村博司議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

その高いということを含めてですね、町民の不満がたくさんあるわけですけども、環境

課として、どういうことを考えているのかな、その高いということについて、どうなんだろう。住民の皆さんが大変不満に思っておる、その高いということについては。

北村博司議長

し尿処理の料金が高いということですね。

尾上町長。

尾上壽一町長

ここではですね、高いとかいろいろこれはあくまでもこの陳情の中の、それぞれ聴き取りによる署名もありますが、そういったものの7項目が書かれております。それで個別につきましてはですね、どういうものか。ただ、この料金につきましてはですね、他の市町村とそう大きな差はないように記憶しておりますが。

北村博司議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

クリーンセンターでですね、はっきり言えば2円という金額で引き取っておるわけですから、例えばこの負担金をね、向こうが負担金を払っているわけ、そんなもの極論言えばもう上げればいいんですよ。町の言うこと聞かんような業者はね。1,800円か1,600円になっておるけどもそんなものは1,000円でやれと、はっきり言えば業者も入れてですね、いろんな業者も入れて、住民が高いと言っておるわけですから、もう業者に1,000円でやれと、1,600円いくらになっておると思うんやけど、1,800円か1,600円になっておると思うんやけどもね。それで気に入らんなら、許可せんならいいんですよ、業者がね。

そういうことも含めて本当は、私の言いたいのは、この問題が起きたときにね、やっぱり抜本的にし尿の問題について検討してほしいかというふうに思うし、今後、応訴は結構やけども、機会を設けて、この一般廃棄物のあり方というものを、是非検討の場を設けてほしいと思うんですわ。それでいかがですか、その質問で。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

現時点ではですね、一応裁判ということで訴えられておりますので、そういう中でですね、向こうの主張も十分聞くことによってですね、そういった今後の一般廃棄物処理計画もなされるのではないかと思います。

北村博司議長

ほかに質疑ございますか。

東清剛君。

11番 東清剛議員

これは去年、昨年9月の定例会で陳情、採択されました。私はその中で、これには陳情書の中身がね、精査されてない部分がありましたんで、賛成には手を挙げておりません。ですから、結論としたら保留みたいなところなんですけど、相手方のね、原告の方が言われる、これ一般廃棄物処理計画に従って不許可にしたってというのが理由ですよ。それで当然、そうなってくると、こういう自由競争の時代にですよ、許可業者だけが独占的にやっておられる。そういう中で、こう陳情書の内容のようないろんなあれが、不平というかね、行為があるようなことが示されて、それを皆さんが採択されたような格好ですね。

ですから、今後ね、これ今回もう相手方に提訴されてますから、こちら応訴という格好で受けざるを得んやも知れませんが、ただ、そういう中で、この問題というのは一般廃棄物処理計画を今後見直す気があるのかどうか。そしてまた、そういう中で、この司法の場の中で、もっと許可を出すような方向で進めていくのかどうか。あくまでもこれを見直さんということではいくんなら、もう結果、自ずとわかってますね。それでただ、全国的にいろいろな判例を見ますと、勝訴した部分もあるし、敗訴している部分もあるわけですから、それは町長言うように争ってみなきゃいかんというんですけども、これ当然、町民の方から訴えられて、いい状態じゃないわけですよ。ですから、そういう方法で、この中身をもう一度見直して、そして今後、不許可にした部分をどのように扱うのか、それをやっぱり訴訟費用を私は見てでも、その中でどのように解決していくのかというのを見出さんと思ふんです。そのために、やっぱり費用とすれば必要かも知れませんが、そのことを招いた原因について、もう一度深く考える必要があるんじゃないかと思ひますけども、いかがですか。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これから裁判をですね、闘っていく中でですね、我々訴えられているわけなんで、そういったものもですね、十分参考にしまして、これからの一般廃棄物処理計画もですね、作成に参考にもさせていただかなければいけないと思いますが、この現時点で問題の起こっ

た時点では、そういう形で我々は不許可とさせていただいておりますので、その時点に遡ることにつきましては、今の計画に従っているということですのでご理解いただいて、今後ですね、こういう訴訟の中でどこに問題点あるのかというものを十分考えてですね、一般廃棄物処理計画をどうやってつくっていくかということ、考えなきゃいけないと思います。

北村博司議長

東清剛君。

11番 東清剛議員

そうしますと、多少なり見直して、和解をするという気も無きにしも非ずと受け取っていいんですかね。それがないと、やはり、だから、やっぱり町長の皆、今回、質疑出ているのは、当然、認めてやったら良かったんじゃないかという中での発言が多いわけですよ。ですから、もう一度お伺いしますが、これやっぱり、ちょっと今も言われたけども見直して、どのように検討されていくんか、その辺をもう一度改めてお答えください。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず、和解ありきではございません。一応、我々の主張をしてですね、不許可とした限りは、この問題に関しては裁判の中でいろいろと議論していかなければいけないと思っております。しかしその後ですね、どういった計画をつくるのが適正であるかということですね、考えることの参考にはなろうかと思えます。

北村博司議長

東清剛君。

11番 東清剛議員

今もね、その後と言われましたけどね、この訴訟問題どこまで引っ張るかわかりません。そうなってくると見直しもいつするのかというのにもかかわりますよね。ですから、その辺がもう少し明確にしないといかんのかな。計画を見直すのが26年の業者さんが許可切れるわけですから、その辺を目処にするのかとか、いろいろな問題があると思いますけど、いかがですか。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

その点につきましてはですね、今の段階ではお答えできません。

北村博司議長

ほかに、中津畑君。

14番 中津畑正量議員

2点ほどお聞きします。先ほどからいろいろ聞いていると、町長の話の中ではですね、裁判しかないという話です。ただ、今、議員がこうやってして提案されて思うのは、もう言うたら選択肢としてはね、もうこの補正予算を認めるんか、いや認めなくても全然裁判にならないのか、しかし、時間だけはあるんですね、もうちょっとね。24日までですか。その間に、この裁判に訴えたのを引けとは言いませんけれど、やっぱりその和解とか、そういう格好でできるんならそれに越したことはないけれど、今までも私も町内の人からこの事業したいというような話、具体的な話じゃなかったけど、そんな話も聞きましたけど、事の理由のいかんによってはですね、またそういう第二、第三の業者を目指してやってく方もおられるかもわかりません。しかし、それは思いだけで、それは横へ置いておいても、実際には今の時点でね、選択するのはもう本当に幅の狭い選択なんですね、議員としても。

ですから、この補正予算を見なかったら、これはもう言うたら業者の、申請してきた業者の方の言うとおりにになってしまうというのが、間違いのないことで、ただ時間だけもう少しあるから、何とか今の時点でこう手当を何とかできないのかという思いがあります。そういう点では、受けて立つしかないんだということで、その頑なな話もわからんことはないですど、この選択肢としては応訴をするのか、闘わないのか、予算を認めなかったら闘えないんですから、それしかないのか、ということを経験も求められておるわけですね。それが昨日の今日ですもんで、非常に私自身もこれは大変なことだと、そやけど訴えるのは、もうこれは国民であれば自由ですから、どんな訴えにしてもね、裁判所に訴えて、それは取り消すこともできないし、受理されてしまったら、もうそこで裁判が始まる。いやそれ、こちらは下がるかということにしかならんと思うんですが、町長、そういう点では時間だけがわずかだけですけどあると、しかし、裁判をやらんという選択は、それも悪い選択だと思うんですが、それはいろんな言い分で議論されて、その業者が納得してもらえたら一番いい話なんですけど、今の時点の思いというのは町長、もう裁判しかないということで構えたということよろしいんですかね。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

日がですね、準備書面、こういったものを揃える時間も含めて24日ということですので、やはりこういうものをつくろうとするとですね、相当な期間要ります。我々は申請書では行ったり来たりと答弁したんですけど、この弁護士忙しい中ですね、つくろうと思うたら2週間とかですね、3週間かかってきますよね。そういうのからすると、私としては、ここで認めていただいて主張させていただくという方法しかないのかなと思っております。

北村博司議長

中津畑君。

14番 中津畑正量議員

私は町長の弁護士なんかとも話したということですので、もし、応訴しなかった場合は、この裁判はどうなっていくということで聞かれましたか。言うたらもう裁判はしないという、裁判できないんですから、当然この予算が認められなかったら。そんな話はなかったですか。あったかなかったか、ちょっと聞かせてください。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

この請求を、裁判をしなかったら認めるということです。

北村博司議長

よろしいですか、ほかに質疑ございますか。

(発言する者なし)

北村博司議長

以上で質疑を終わります。

続いて討論に入ります。

まず、原案に反対討論をされる方はありますか。

東篤布君。

10番 東篤布議員

反対討論をさせていただきます。

執行部のね、言っとる意味もよくわかるんですよ。決して町長の顔を潰したいわけじゃないんやけども、でもね、これ争って負けたら、もっともっと町長傷深くなると思うてさ、あえて反対させてもらいます。

弁護士の先生はね、町条例に則れば棄却するのも当然でしょうなって、弁護士の先生でさえ、そうお答えになろうかと思えますけども、ちょっとだけ皆さん考えてみてください。この競争原理の世の中ですよ、今、既存の業者の方に僕は決して不満を持つものではございませんけれども、中にはですね、料金が低い、こういう声も僕もよく耳にしておるのは事実でございます。この競争社会の中で、そして企業が切磋琢磨してですね、技術力の向上というのがあるわけですね。今、町長がおっしゃるように、今これで十分なんだと満足してしまえばね、これ以上の向上、技術力の向上は見込めない、このように考えるわけですね。

そうなる、まず一番影響を受けるのは住民の皆さんです。サービス業の皆さんが努力して、少しでも皆さんに安いものを提供していく、これが住民サービスの向上につながるし、これが企業努力だと思うわけです。今の行政サイドのお考えのような結論を出してしまっただけですね、今後、この町のこの問題だけではなくて、すべての問題に対してですね、進歩、向上がない結果となりはせんかと懸念いたします。もちろん勝ち負けにもこだわっております。町長にも行政サイドにはね、これ以上傷を深く負わせたくない、こういった気持ちもありますけれども、まず住民サービスを第一と考えるならば、既存の業者を守ることはもちろんですけども、この既存の業者の方々にもっと努力していただいて、住民サービスの向上につなげていこうと思うならば、この申請をされた業者の方の許可をもう少し違った角度で受け止めて、もっと寛容に対応されるべきでなかったかなとこう思います。

そういった理由でですね、反対討論とさせていただきます。

北村博司議長

次に、原案に賛成討論される方はございますか。

(発言する者なし)

北村博司議長

次に、反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

北村博司議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第3 議案第53号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(少 数 挙 手)

北村博司議長

賛成少数です。

よって、原案は否決されました。

追加日程第4

北村博司議長

次に、追加日程第4 意見書案第2号 道州制導入に反対する意見書案についてを議題といたします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。

東清剛君。

11番 東清剛議員

大変、熱心な議論をされたあとなので、多少疲れておりますが、よろしく願いいたします。

道州制導入に断固反対する意見書の提案説明をさせていただきます。

本意見書につきましては、三重県町村議会議長会会長より依頼のあったものでありまして、道州制導入反対に向け、全国の町村議会が足並みを揃えて、政府国会に対し意見書の提出を求めるものであります。

内容につきましては、意見書の朗読をもって代えさせていただきます。

意見書案第2号

平成25年9月20日

紀北町議会議長 北村博司様

提案者 紀北町議会議員 東清剛

賛成者 紀北町議会議員 平野倭規

道州制導入に断固反対する意見書（案）

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

道州制導入に断固反対する意見書（案）

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに、7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視して作り上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々紀北町議会は、道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月20日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 北村博司

衆議院議長 伊吹文明様

参議院議長 山崎正昭様

内閣総理大臣 安倍晋三様

内閣法第九条の第一順位指定大臣（副総理） 麻生太郎様

内閣官房長官 菅義偉様

総務大臣・内閣府特命担当大臣（地方分権改革）・道州制担当 新藤義孝様

以上です。

北村博司議長

これより質疑を行います。

質疑をされる方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

北村博司議長

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

北村博司議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

討論いたします。賛成の立場で原案に対し討論をいたします。

全国をいくつかのブロックに分けるこの道州制、これを導入することが経済的効率を高めるとというのが道州制推進の主張であると思います。何を国から移譲して、どのような権限がくるのか実態はわかりません。このことは道州制を導入することになれば、国の出先機関にすぎなくなる恐れがあると思います。現在の都道府県のように市町村に代わって事務を処理するという事は容易ではないと考えるものです。

道州制は市町、特に紀北町のような存在をますます困難にすると考えられ、地方自治のためにはならないことから、原案に賛成という立場で討論をいたします。皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

北村博司議長

次に、賛成討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

北村博司議長

以上で討論を終り、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第4 意見書案第2号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙
手願います。

(多 数 挙 手)

北村博司議長

賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

追加日程第5

北村博司議長

次に、追加日程第5 意見書案第3 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実
する仕組み」の構築を求める意見書についてを議題といたします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。

産業建設常任委員長 樋口泰生君。

樋口泰生産業建設常任委員長

お手元の資料をご覧くださいと思います。

意見書案第3号

平成25年9月20日

紀北町議会議長 北 村 博 司 様

提案者 産業建設常任委員長 樋 口 泰 生

「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書（案）
上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書（案）

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要か
つ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、
自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は、平成25年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたもの（第1約束期間における温室効果ガス排出削減義務6%のうち、3.8%を森林吸収量で確保）と同等以上の取り組みを推進することとしている。

このような経緯も踏まえ、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」が平成24年10月に導入されたが、使徒は、CO₂排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「早急に総合的な検討を行う」との方針に止まっている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じている。

これを再生させることと共に、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務である。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化をはかることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月20日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 北村博司

(提出先)

内閣総理大臣	安倍 普三 様
財務大臣	麻生 太郎 様
総務大臣	新藤 義孝 様
農林水産大臣	林 芳正 様
環境大臣	石原 伸晃 様

経済産業大臣 茂木敏充様

衆議院議長 伊吹文明様

参議院議長 山崎正明様

以上です。ご審議よろしく申し上げます。

北村博司議長

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で質疑を終了します。

続いて討論に入ります。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

東篤布君。

10番 東篤布議員

森林吸収源対策及び地球温暖化対策等に関する地方の財源確保のための意見書ですね。賛成させていただきます。賛成させていただくにあたってですね、ちょっと我々も考えねばならない点が多々あるかと思えます。

まず、当町にですね、いわゆるCO2に対する考え方、いわゆる森林を守っていこうという、まず取り組みがないという点が1つですね。まず、その国に対してこの予算を下さいよというのであれば、当町自らがですね、こういった事業に予算を出しています。こういう事業を推進しています。こういったことがまず第一条件でなかろうかと思えますね。例えば、今、バイオマス発電が非常に大きく浮上してきてまして、今、多気町もそうですけれども、松阪管内でも大きな26億円近くかけたプラントができようとしています。その原料はですよ、この当町の森林伐採が向こうに行きます。それがまず原料とされる点をですね、皆さんご存じかどうかという点ですね。

まず当町そのものがですね、当町の森林に対するどういった取り組みをしておるか、まずこの姿勢が大事だと考えます。全く話は余談になりますけれども、日本で石油を精製し

ていますね。そうすると非常に産業廃棄物が出てまいります。これはスペインじゃなくて、フィリピンとバーゼル条約というのを結んでですね、その廃棄物を全部を他国に持って行って。それで他国でそれを精製して火薬にして大砲の玉、ピストルの玉にして日本がそれを輸入している。こういった現状もあるわけです。

いいですか、いわゆる自分とここではいわゆるCO₂を出さない。だから他国の国に行ったらいいんだ。こういったですね、自分とこの庭の前にごみ焼却施設はできるのは嫌だと、自分さえよければいいんだといったようなものの考え方が、まず日本は捨てていかねばならない。そして当町もそうだと思いますね。国にお金をくださいという前に、まず自分の町からですね、こういったCO₂削減のために森林育成に、森林保全に取り組んでいるんだという姿勢が、まず大事でなかろうかと思います。こういった点も踏まえて、我々議会もですね、町長にもお考え願ったうえで、この意見書を提出していただきたい、このように思います。ありがとうございました。

北村博司議長

ほかに、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終了、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第5 意見書案第3号につきましては、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

北村博司議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決とすることに決定いたしました。

北村博司議長

ここで、3時55分まで休憩いたします。

(午後 3時 42分)

北村博司議長

休憩前に引き続いて会議を開きます。

(午後 3時 55分)

追加日程第3～第6

北村博司議長

次に、追加日程第6から追加日程第9までの4件につきましては、提案者より提案説明を求めるにあたり、一括して説明を求めることにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがいまして、意見書案4件については、提案者から一括して提案説明を求めることに決定いたしました。

それでは、提案者から一括して提案説明を求めます。

東清剛君。

11番 東清剛議員

意見書案第4号の提案説明を申し上げます。

意見書案第4号

平成25年9月20日

紀北町議会議長 北村博司様

提案者 紀北町議会議員 東 清 剛

賛成者 紀北町議会議員 東 貴 雄

賛成者 紀北町議会議員 松 永 征 也

義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書(案)

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

内容について、朗読させていただきます。

義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書（案）

趣 旨

国の責務として「無償制」「教育の機会均等」「教育水準の維持向上」に必要な財源が確保されるよう、義務教育費国庫負担制度を存続し、更なる充実をはかること。

理 由

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」「教育水準の維持向上」を保障するため、国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立されたものです。

これまで2004年の三位一体改革や2010年の地域主権改革においても、義務教育費国庫負担制度の堅持や一括交付金化の対象外とすることが明らかにされてきましたが、改革によるこの制度への影響を今後も注視する必要があります。

1950年に地方自治をすすめるという観点から義務教育費国庫負担制度は廃止、一般財源化されましたが、その後、児童一人あたりの教育費に約2倍の地域間格差が生じた結果、1953年に義務教育費国庫負担制度は復活しました。しかし1985年以降、再び義務教育費国庫負担金の一般財源化がおしすすめられ、2006年からは国庫負担率が3分の1に縮減されています。

現在、義務教育費国庫負担金の対象外である教材費、旅費、高校教職員の給与費は、地方交付税として一般財源のなかにくみこまれています。しかし、地方財政が厳しくなり、1985年に一般財源化された教材費は、国が定めた基準に対して実際に各地方で予算措置された比率（措置率）が年々低下しています。

2007年度における措置率の全国平均は65.3%、（三重県49.0%、東京都164.8%、秋田県26.9%）となっており、地域間格差もひろがっています。

未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことであり、その時々地方財政状況に影響されることのないよう、義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実が必要です。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月20日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 北 村 博 司

内閣総理大臣 安 倍 晋 三 様

財 務 大 臣 麻 生 太 郎 様

11番 東清剛議員

続きまして、意見書案第5号を朗読いたします。

意見書案第5号

平成25年9月20日

紀北町議会議長 北村博司様

提案者 紀北町議会議員 東 清 剛

賛成者 紀北町議会議員 東 貴 雄

賛成者 紀北町議会議員 松 永 征 也

「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める意見書（案）

趣 旨

子どもたちの「豊かな学び」の保障にむけ、「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算の拡充をすすめること。

理 由

三重県では、2003年度から小学校1年生の30人学級（下限25人）が実施されており、その後も小学校2年生の30人学級（下限25人）、中学校1年生の35人学級（下限25人）と他学年への弾力的運用等、拡充しています。少人数学級が実施されている学校では、「子どもたちが活躍する場が増えて、ますます意欲的になった」「子どもの話をじっくり聞くことができる」等の保護者、教職員の声があり、大きな成果をあげています。

一方、国においては、2011年4月の「義務標準法」改正により、小学校1年生の35人以下学級が実現し、2012年には、法改正による引き下げではないものの、小学校2年生への実質的な拡大が実現しました。しかし、2013年度は、文部科学省が2012年9月に策定した「新たな教職員定数改善計画案」に基づき概算要求がなされたものの、新たな学年への35人学級の拡充は措置されませんでした。また、教育課題に対応するための定数改善も不十分です。

2010年における日本の教育機関に対する公財政支出の対GDP比は3.6%で、経済協力開発機構（OECD）加盟国中、データ比較が可能な30カ国において、4年連続で最下位でした。今回は2010年度から実施されている「高校無償化」が初めて反映された数値でしたが、加盟国平均の5.4%に遠く及びませんでした。2013年6月に閣議決定された第2期

教育振興基本計画でも、「OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし」という表現にとどめられました。

山積する教育課題の解決をはかり、未来を担う子どもたち一人ひとりを大切にした教育をすすめるためには、学級編制基準の更なる引き下げや教育条件整備のための教育予算の拡充が必要です。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月20日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 北村博司

内閣総理大臣 安倍晋三様

文部科学大臣 下村博文様

11番 東清剛議員

次に、

意見書案第6号

平成25年9月20日

紀北町議会議長 北村博司様

提案者 紀北町議会議員 東 清 剛

賛成者 紀北町議会議員 東 貴 雄

賛成者 紀北町議会議員 松 永 征 也

保護者負担金の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書（案）

趣 旨

すべての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度を拡充すること。

理 由

近年の厳しい経済・雇用情勢は、子どもたちのくらしや学びに大きな影響を与えています。

2011年度文部科学白書は、「社会のセーフティネットとしての教育の重要性がますます高まっている」として、誰もが充実した教育を受けられるよう、子どもや保護者の経済的

負担に対して社会全体で支えていくことの重要性を指摘しています。

一方、2010年度における、一般政府総支出に占める公財政教育支出の割合は 9.3%であり、経済協力開発機構（OECD）加盟国32カ国中31位となっています（OECD平均 13.0%）。他方、日本のすべての教育支出に占める私費負担の割合は29.8%で、OECD平均の16.4%を大きく上回っています。

このようななか、「高校無償化」をはじめ、「奨学金の改善」「就労支援の充実」等の施策がすすめられてきました。2012年には、高校生に対する奨学金事業について、低所得世帯や特定扶養控除見直しによる負担増に対応する制度改革がおこなわれました。また、2013年6月19日には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、国および地方公共団体は「就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする」とされました。

しかし、保護者の負担が十分に軽減されたわけではありません。就学援助を受ける子どもは年々増加を続け、2011年度は全国で 157万人（15.6%）となっています。三重県においても 1万 7,197人（11.1%）で、約9人に1人となっています。高等学校段階においては、授業料は無償となったものの、入学料・教材費等の保護者負担は重く、「学びたくても学べない」という状況は依然大きな課題です。そのため、「高校無償化」制度や「給付型奨学金の創設」等、いっそうの推進が求められています。

すべての子どもたちの学ぶ機会の保障にむけ、保護者負担の軽減と就学・修学保障制度の拡充を強く切望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月20日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 北村博司

（提出先）

内閣総理大臣 安倍晋三様

文部科学大臣 下村博文様

11番 東清剛議員

続きまして、

意見書案第7号

平成25年9月20日

紀北町議会議長 北村博司様

提案者 紀北町議会議員 東 清 剛

賛成者 紀北町議会議員 東 貴 雄

賛成者 紀北町議会議員 松 永 征 也

「防災対策の見直しや充実」を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

「防災対策の見直しや充実」を求める意見書（案）

趣 旨

子どもたちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の見直しをはじめ、総合的な学校安全対策の充実をすすめること。

理 由

2012年8月29日、内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」は、第2次報告として、南海トラフで発生する巨大地震による津波高および浸水域等の推計結果を公表しました。これによると、三重県鳥羽市では津波が最大27m、尾鷲・熊野市では最短4分で第一波が到達などとなっています。

また、最大の死者数は約4万3,000人とされ、三重県が2005年にとりまとめた想定約4,800人を大きく上回るものとなりました。2013年5月28日に国の中央防災会議の作業部会が発表した南海トラフ巨大地震対策の最終報告では、ハード面の整備にくわえ、防災教育をはじめとする「事前防災」等の対策を具体的に実施すべきとしています。

このようななか、三重県では学校の耐震化が着実にすすめられており、2013年4月現在の耐震化率は小中学校が97.5%、高校は99.3%、特別支援学校は100%となっています。また、学校防災機能を強化するために、防災用毛布等の備蓄や防災機器の整備等がすすめられています。

一方、2012年9月4日、文部科学省は「学校施設における天井等落下防止対策の推進に向けて（中間まとめ）」を公表し、公立学校施設の屋内運動場等の天井等の総点検を可能な限り2013年度中、遅くとも2014年度までに、落下防止対策については2015年度までの速やかな完了を要請しています。また、三重県教育委員会の調査によると、2013年2月現在、公立小中学校と県立学校のうち、校内の備品等転倒落下防止対策が「できている」「おおむねできている」は72.1%、校内のガラス飛散防止対策が「できている」「おおむねできている」は35.7%となっており、「非構造部材」の対策は遅れています。

学校は、子どもたちをはじめ多くの地域住民が活動する場であり、地域の拠点です。災

害時には県内の公立学校の91.9%が避難場所となる等、重要な役割を担っているため、安全確保は極めて重要です。また、学校・家庭・地域が連携して災害から子どもを守る必要があり、巨大地震等の災害を想定した防災対策の見直しや充実が急務です。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月20日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 北村博司

内閣総理大臣 安倍晋三様

文部科学大臣 下村博文様

以上です。

北村博司議長

以上で、提案説明を終わります。

これより、各議案の審議に入ります。

追加日程第6

北村博司議長

追加日程第6 意見書案第4号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第6 意見書案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

北村博司議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決とすることに決定しました。

追加日程第7

北村博司議長

追加日程第7 意見書案第5号 「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める意見書を議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第7 意見書案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

北村博司議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決とすることに決定しました。

追加日程第8

北村博司議長

追加日程第8 意見書案第6号 保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第8 意見書案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

北村博司議長

挙手全員です。

したがいまして、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

追加日程第9

北村博司議長

追加日程第9 意見書案第7号 防災対策の見直しや充実を求める意見書を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第9 意見書案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

北村博司議長

挙手全員です。

したがいまして、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

北村博司議長

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで、尾上町長から発言の申し出を受けておりますので、許可いたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

9月議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

私の任期内といたしましてはですね、最後の定例会となりました。本議会では慎重にご審議をいただきまして、提案いたしました議案につきまして、一部を残しご可決をいただきましたことに、厚く御礼を申し上げます。

平成21年11月13日、町民の皆様からの力強いご支援を賜りまして、紀北町長に就任させていただいて以来、議員各位や町民の皆様方のご理解とご指導をいただきまして、全力で町政を推進することができましたこと、重ねてお礼を申し上げたいと思います。残る期間につきましても引き続き努力を重ね、紀北町が元気で希望の持てる町であり続けるよう取り組んでまいりたいと考えております。

残暑の中にも、ほのかな秋の気配が感じられる季節となりました。季節の変わり目は体調管理が難しくなりますので、議員や住民の皆様方におかれましては、健康にご留意をいただきまして、稔り豊かな秋となりますようお祈り申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

北村博司議長

以上で、本定例会の日程は、すべて終了いたしました。

平成25年9月定例議会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

今期定例会は、9月10日から本日までの11日間にわたり、議員の皆様、町長並びに職員の皆様には慎重なるご審議をいただき、一部の議案否決という厳しい結果もありましたけれども、全体的には無事閉会できましたことを、心から御礼を申し上げます。ありがとうございました。

なお、決算認定案件を審議するため、決算特別委員会が設置され、閉会中の審査が行われます。委員各位の今後の慎重な審査を望むものであります。

北村博司議長

それでは、これもちまして、平成25年9月紀北町議会定例会を閉会いたします。

(午後 4時 26分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 25年 11月 28日

紀北町議会議長 北村博司

紀北町議会議員 樋口泰生

紀北町議会議員 太田哲生